

農地・土地改良施設の 大規模災害対応マニュアル

～ 災害復旧を効率的に進めるために ～



令和元(2019)年10月



令和2(2020)年7月

[矢板市上太田]

令和2(2020)年8月

栃木県農政部

はじめに

令和元年10月12日から13日にかけて関東地方を縦断した令和元年東日本台風は、県内各地で観測史上最大となる降水量を記録し、県内13河川、27箇所では堤防の決壊や溢水が発生し、4名の尊い人命が失われたほか、家屋や店舗などへの浸水をはじめ、道路や農地、森林、さらには農作物等に甚大な被害が発生しました。

農業関連の被害額は、農地・土地改良施設等で110億100万円、収穫を目前に控えたいちごなどの農作物やパイプハウスなどの農業生産施設で65億9,000万円、その他を含めると、合計177億5,900万円に上り、風水害では平成10年8月の那須水害に次ぐ規模の災害となりました。

県では、被災農家が1日も早く営農を再開できるよう、速やかに、農漁業災害対策特別措置条例を適用し、被災した施設の撤去や代替作物の種苗の購入を支援したほか、特に農地・土地改良施設について、国庫補助事業を適切に活用した災害復旧を円滑に進めるため、事業主体となる市町に対し、延べ2,856名に及ぶ県職員を派遣するなどのプッシュ型の支援を行ったほか、国の災害復旧専門職員による説明会の開催や既存の航空写真やドローンで撮影した画像データを活用して測量や図面作成を簡素化する超簡易査定方式の採用に向けた国との調整、複数の被災箇所をまとめた発注や河川工事と連携した一括発注の提案等を行って参りました。この結果、令和2年6月末には、被災した農地の約98%で作付けが可能となりました。

一方、事業主体の市町や土地改良区は、大規模災害の経験が少なく、災害発生後の初動や、査定や着工方法に対する理解、復旧の見通しに係る被災農家への情報提供等に課題があることが明らかとなりました。

このため、県では、今回の災害の経験と教訓を基に、大規模災害発生時に迅速かつ的確に対応できる体制を構築するため、「災害発生直後の対応」、「災害査定に向けた対応」、「査定後の対応」、「営農対策」、「平常時の備え」など、各段階における市町や県の行動のあり方を示す「農地・土地改良施設の大規模災害対応マニュアル」を作成しました。

平常時から本マニュアルを実践的な研修などに取り入れることにより、市町、県、関係団体間の連携を一段と強化し、共に「災害に強いとちぎ」づくりに取り組んでいきましょう。

令和2(2020)年8月 栃木県農政部長 鈴木 正人

農地・土地改良施設の大規模災害対応マニュアル 目次

第1章 マニュアルの適用等

I 適用	1
II 特徴	1
III 大規模災害時の対応手順	2

第2章 大規模災害の発生が予測されるときへの対応

I 災害発生に備える事前準備	3
----------------	---

第3章 大規模災害発生直後の対応

I 組織内における体制の整備	5
II 全体被害概要の把握	10
III 被害状況把握のための現地調査	13
IV 被災農家へのアプローチ	15
V 査定前着工の実施	17
VI 国や農村災害復旧専門技術者への支援要請	19
VII 県の支援体制	21
VIII 現地視察に対する対応	22
IX 当該年度業務の取扱い	23
X 栃木県農地・土地改良施設災害復旧支援会議（仮称）の設置	24

第4章 災害査定に向けた対応

I 復旧方針の決定	25
II 査定方針の検討	28
III 査定設計書作成に関する説明会の開催	31
IV 測量設計コンサルタントの確保	32
V 進捗管理とマネジメント	33
VI 査定設計書の作成	34
VII 災害査定時の体制	35

第5章 査定後の対応

I 査定設計書による工事発注	36
II 次期作の営農再開に重点を置いた工事発注	39
III 被災農家、集落や多面的機能支払活動組織による直営施工	40
IV 河川災害復旧事業との連携工事	42
V 不調・不落対策	44
VI 表土確保や残土処分対策	45
VII 建設資材確保対策	46

VIII	工事監督	47
IX	災害復旧事業の事務手続き	48

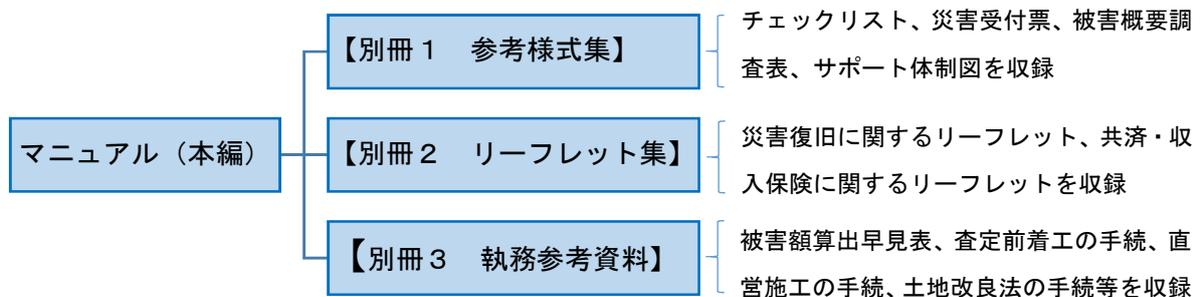
第6章 営農対策

I	営農再開に必要な情報の提供と技術支援	51
---	--------------------	----

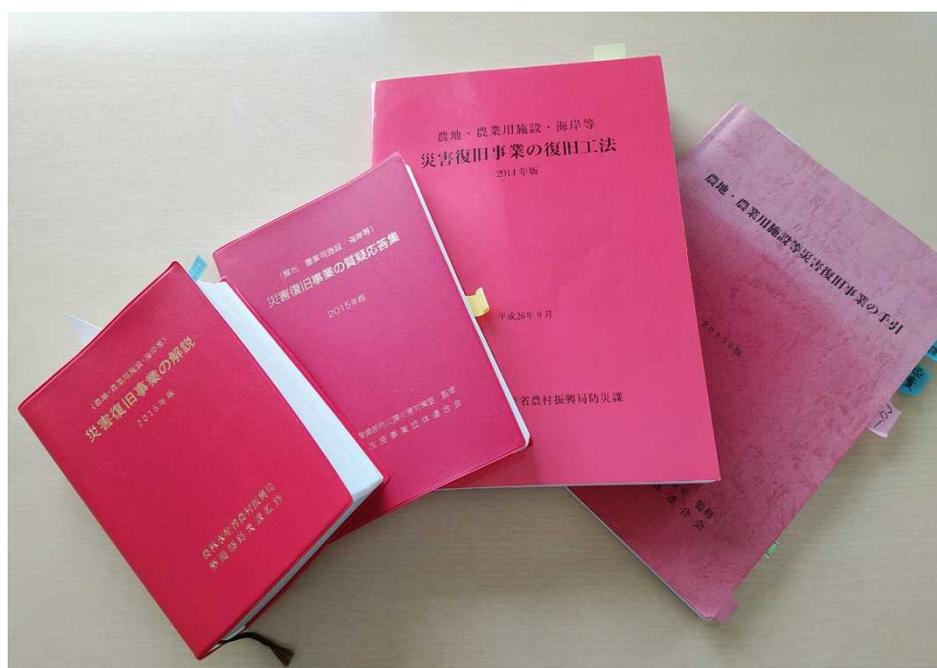
第7章 平常時の備え

I	土地改良施設に関する資料整備	54
II	被害調査や査定などに必要な資機材の整備	55
III	研修会の実施	56
IV	農村災害復旧専門技術者の育成	57

※マニュアルの全体構成



本マニュアルは、大規模災害時の対応に重点を置いて作成しているため、災害復旧事業の解説（通称：赤本）や国作成のマニュアル等の関連ページを参照しながら御活用いただければ幸いです。



写真は、左から順に

- 災害復旧事業の解説
- 災害復旧事業の質疑応答集
- 農地・農業用施設・海岸等災害復旧事業の復旧工法
- 農地・農業用施設等災害復旧事業の手引

第1章 マニュアルの適用等

I 適用

本マニュアルは、震度6弱以上の地震、特別警報が発表されるような豪雨などにより、農地・土地改良施設が複数の市町にまたがる広範囲な地域で甚大な被害が発生した災害（大規模災害）を対象とします。

【参考】甚大な被害があった過去の災害

災害名	区分	被害概要報告		災害査定	
		箇所	被害額（千円）	箇所	査定額（千円）
令和元年10月 東日本台風災害	農地	1,381	5,150,000	469	5,354,797
	農業用施設	1,405	5,851,000	623	3,415,088
	計	2,786	11,001,000	1,092	8,769,885
平成27年9月 関東・東北豪雨災害	農地	986	1,264,000	112	571,379
	農業用施設	655	3,536,000	194	1,408,622
	計	1,641	4,800,000	306	1,980,001
平成23年3月 東北地方太平洋沖地震災害 (東日本大震災)	農地	238	622,000	34	104,004
	農業用施設	509	5,903,000	117	666,645
	計	747	6,525,000	151	770,649
平成10年8月末 豪雨災害(那須水害)	農地	2,000	4,690,000	745	3,581,591
	農業用施設	1,567	8,221,000	885	4,063,142
	計	3,567	12,911,000	1,630	7,644,733

II 特徴

1 各段階において、「いつ」「誰が」「何を」「どのように」行動すべきか記載



2 押さえるべきポイントをまとめたチェックリスト

- ・業務に取り組むにあたっての考え方や作業手順を本文に記載
- ・別冊に、段階毎に押さえるべきポイントをまとめたチェックリストを収録 ※【別冊1 参考様式集】参照

3 各市町で取り組まれている事例を掲載

- ・BCP^{※1}発動による部局を越えた連携（1ヶ月間、災害対応経験のある職員を増員配置）
- ・災害協定に基づく市町間の相互応援 など

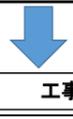
※1 ○業務継続計画（BCP:Business Continuity Plan）とは、実際に大規模な災害や事故が発生した際に、重要業務の継続と早期復旧を実現するための対応計画。

○東日本大震災後、その重要性が再認識され、企業やインフラ管理者が策定に取り組んでいる。

Ⅲ 大規模災害時の対応手順（農地・土地改良施設の復旧に関するタイムライン）

時期	国庫災害復旧事業の流れ	マニュアル（案）				
		項目	市町	農業振興事務所	本庁	地元・県土連・国等
災害発生前	第2章 大規模災害の発生が予測される時の対応	I 災害発生に備える事前準備	①最新の気象情報の収集・共有 ②災害復旧事業の流れ・初動対応確認 ⑤土地改良区等の施設管理者へ連絡・指示（ゲートの転倒、閉塞ゴミの除去、事前放流等） ⑥県土連へ発災時の協力体制を事前に確認	①最新の気象情報の収集・共有 ②災害復旧事業の流れ・初動対応確認 ④市町へ発災時の体制・対応を確認	①最新の気象情報の収集・共有 ②災害復旧事業の流れ・初動対応確認 ③土地改良区等や市町、農業振興事務所へ施設の事前点検や体制構築を指示 ⑥県土連へ発災時の体制・対応を確認	・施設の巡視及び点検（施設管理者） ・初動対応確認（県土連）
大規模災害発生！！						
3日以内	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 災害報告（速報） ※判明したもののから順次報告 </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 応急仮工事 ※事業主体の判断で実施可能 </div>	I 組織内における体制整備	①担当や課の枠を超えた体制構築 ②防災重点ため池の緊急点検、農業集落排水施設等重要施設の状況確認	①担当や課の枠を超えた体制構築 ③防災重点ため池の緊急点検等を支援	①担当や課の枠を超えた体制構築 ②防災重点ため池や農業集落排水施設等重要施設の状況確認 ①震度6以上の地震、特別警報の発表で自動設置 ②大規模災害を確認した場合、大規模災害対応の開始を周知	・受注体制の強化（県土連） ・安全に留意し点検実施（施設管理者） ・大規模災害対応の開始を県土連へ周知（県土連）
		X 栃木県農地・土地改良施設災害復旧支援会議（仮称）の設置	④大規模災害時対応マニュアルに基づく行動を開始	③大規模災害対応の開始を市町へ周知	②大規模災害時対応マニュアルに基づく行動を開始	⑤データ共有
1週間以内	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 応急本工事 ※国の承認後、実施可能 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 災害概要報告 ※被害推定総額10億円以上 </div>	II 全体被害概要の把握	①被害情報収集・共有 ④ドローンによる被害状況撮影・データ共有 ⑥市町営、土地改良区営事業実施地区の状況確認・報告 ⑧被災した防災重点ため池の応急対策実施、下流集落や消防団等への急報	②被害情報収集・共有 ④ドローンによる被害状況撮影・データ共有 ⑦県営事業実施地区の状況確認・報告 ⑨応急対策等に関する助言、国への協力要請 ⑫SNSへの参加（任意）	③被害情報収集・共有 ⑤データ共有 ⑩国への協力要請 ⑪SNSを活用した情報収集への参加依頼	・高度な技術判断を要する場合に専門家等を派遣（国） ・応急工事に係る意思確認（地元）
		V 査定前着工の実施	①増破や二次被害防止のための応急仮工事の実施	②応急仮工事に対する助言・指導	③関係課から支援要員を確保し、事務所に派遣	・現地調査業務の受託（県土連） ・現地調査立会い（地元）
2週間以内		III 被害状況把握のための現地調査	①現地調査のルート整理、被害概要調査チーム編成 ②チーム編成が困難な場合、県土連や県へ支援要請	③現地調査を支援 ④調査箇所が膨大で、事務所だけで対応困難と判断した場合、本庁へ支援要請	⑤関係課から支援要員を確保し、事務所に派遣	・現地調査立会い（地元） ・応急工事に係る意思確認（地元）
		IV 被災農家へのアプローチ	①チラシや説明会による制度周知 ①電話、面談、現地調査等による相談対応 ②応急工事の実施検討			・現地調査立会い（地元） ・応急工事に係る意思確認（地元）
3週間以内	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 災害報告（確定） ※3週間以内が望ましい </div>	V 査定前着工の実施	①応急本工事の実施申請 ⑥工事着工	②内容を確認し本庁へ提出 ⑤承認通知送付	③内容を確認し国へ提出 ④承認通知送付	・応急工事に係る意思確認（地元） ・応急本工事の承認（国）
		VI 国や農村災害復旧専門術者への支援要請	①県土連へ農村災害復旧専門術者の派遣要請 ①高度な技術判断が必要な場合、国へ専門家等の派遣要請	②市町からの要望内容を把握し、本庁に報告	③市町からの要望内容を整理し、国へ派遣要請 ②支援会議で支援計画を確認	・農業農村災害緊急派遣隊の派遣（国） ・農村災害復旧専門術者の派遣（県土連） ・高度な技術判断を要する場合に専門家等を派遣（国）
60日以内	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 計画概要書提出 ※60日以内 </div>	VII 県の支援体制	①市町内部の体制を強化しても支援が必要な場合、県へ支援要請	②市町から支援要請を受け、事務所のみでは対応困難な場合は本庁に報告	③関係課及び事務所からなる応援派遣可能者リストを作成し、事務所間の調整を行う ④県内の人員では対応不可の場合、国や他県、全土連へ支援要請	・国や他県職員、他県土連からの派遣（国、他県、全土連）
		VIII 現地視察に対する対応	③情報共有、視察対応への協力	②情報共有、視察対応への協力	①情報共有、総合調整	・国会議員案件の共有（国）
3週間以内	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 査定 </div>	IX 当該年度業務の取扱い	①地元意向確認、課題整理、協議調整	②地元意向確認、課題整理、協議調整	③事業の進捗状況及び今後の見通し、予算調整及び繰越の可否に関するヒアリング	・地元の意向確認（地元） ・予算調整、繰越協議（国）
		I 復旧方針の決定	①小規模災害は、自力復旧や多面的機能支払活動組織等による直営施工、市町単独事業での実施を検討 ②復旧工法の検討や事業費の算定が円滑に進むよう、市町へ助言・指導	①支援会議で査定方針（通常、簡易、超簡易）を決定	①支援会議で査定方針（通常、簡易、超簡易）を決定 ②国とさらなる査定の簡素化について協議。その結果を踏まえ、査定設計書作成マニュアルを作成（改正）	・査定の簡素化に係る協議（国） ・講師派遣（国）
60日以内		II 査定方針の検討	④マニュアルに基づき、査定設計書を作成	②市町への助言・指導	①国と連携して、説明会を開催	・講師派遣（県土連）
		III 査定設計書作成に関する説明会の開催	②説明会に出席	②説明会に出席	③必要に応じて、管内市町や土地改良区を対象に説明会を開催	
60日以内		IV 測量設計コンサルタントの確保	①県土連や地元測量設計コンサルタントを確保。経験の少ない測量設計コンサルタントには研修会への参加を要請 ④県内コンサルタントの確保が困難な場合、県外コンサルタントの協力依頼のため、県を通じて国へ要請	②市の委託により県土連又は地元測量設計コンサルタントにより査定設計書を作成できるよう指導	③県土連から対応可能量を聞き取り整理。キャパオーバー分は、他県土連の支援要請を依頼 ⑤県内コンサルタントの確保ができないか状況を確認し、困難と判断した場合は、国へ要請	・全土連を通じて他県土連へ応援要請（県土連） ・関係団体へ協定に基づく協力依頼（国）
		V 進捗管理とマネジメント	①調査や査定設計書作成の進捗状況を農業振興事務所へ報告	②市町からの報告に基づき、進捗管理表を更新。進捗遅延地区に対する指導、助言	③進捗状況を把握し、必要に応じて支援（応援）体制を見直し	
60日以内		VI 査定設計書の作成	②ひな形設計書の適用が難しい場合、農業振興事務所へ支援要請	③必要に応じて、県土連に照会	①ひな形設計書（積算書）を作成、提供	・安定計算など高度な技術力を要する設計の対応（県土連）
		VII 災害査定時の体制	①土地改良区や県土連と連携して班編成	②期間や班数に応じて対応する人員をバランスよく配置。連絡担当者1名を必ず配置	③各班からの確認依頼に対応するため複数の担当者を配置。全体的な進捗管理、現場への指示事項を決定する総括責任者を配置	・査定への協力（地元、県土連）

Ⅲ 大規模災害時の対応手順（農地・土地改良施設の復旧に関するタイムライン）

時期	国庫災害復旧事業の流れ	マニュアル（案）					
		項目	市町	農業振興事務所	本庁	地元・県土連・国等	
 工事着工		第5章 査定後の対応	I 査定設計書による工事発注	①査定設計書が工事発注に可能かどうか確認。可能な場合は、特記仕様書に概算数量で発注し精査により設計変更する旨を明記し発注	②円滑に工事発注が進むよう助言・指導		・地元の意向確認（地元）
			II 次期作の営農再開に重点を置いた工事発注	①全ての工事箇所を順位付け ②用水供給のために重要な取水施設の復旧を優先	③円滑に工事発注が進むよう助言・指導		・地元の意向確認（地元）
			III 被災農家、集落や多面的機能支払活動組織による直営施工	①被災農家や土地改良区等の団体と直営施工の可否を協議 ②事業実施前に計画変更を実施	③安全かつ円滑に直営施工が進むよう助言・指導		・地元の意向確認（地元）
			IV 河川災害復旧事業との連携工事	③一括発注の可能性を検討し、施設管理者と協議調整	②情報共有、一括発注の提案	①連絡調整会議災害部会を設置し、情報を共有 ⑤手続きの支援・指導	・地元の意向確認（地元）
			V 不調・不落対策	①発注件数の最小化、随意契約の活用、入札条件の緩和	②建設業協会へ協力要請		
			VI 表土確保や残土処分対策	①情報収集 ③残土用地や採土場の確保	②情報提供 ④土壌診断や土壌改良などの技術支援		
			VII 建設資材確保対策	③二次製品や石材等の需要量調査 ⑥復旧スケジュールの整理、適切な現場指導	②二次製品や石材等の需要量調査 ⑤情報提供、復旧スケジュールの検討支援	①二次製品や石材等の需要量調査 ④製品協同組合との情報交換、事務所へ情報提供	
			VIII 工事監督	①適切な現場監督	②現場監督のポイントを活用・指導		
			IX 災害復旧事業の事務手続き	①BCPの実施、人管理体制の再構築などによる体制強化 ⑤最新の情報を把握し、事務を遂行	②状況に応じて、支援（応援）体制を見直し ④協議、申請資料の簡素化などの情報提供	③協議、申請資料の簡素化について、国と協議	・ 査定の簡素化に係る協議（国）
			 営農再開	第6章 営農対策	I 営農再開に必要な情報の提供と技術支援	③自治会、JA、土地改良区等と連携し、地域毎の情報伝達体制を構築 ⑥農家へ技術対策、代替作物の販売先や畜産農家などの情報提供	②地域毎の復旧状況や営農再開に関する課題を把握 ⑤技術対策の周知、代替作物の販売先や畜産農家との調整等について助言
II 土地改良施設に関する資料整備	①土地改良区等へ施設台帳や写真の整備、字切図や農地情報の整理等を周知	②管内図、市町図や河川図の収集・保管				・施設台帳や写真の整備等（地元）	
平常時	第7章 平常時の備え	II 被害調査や査定などに必要な資機材の整備	①必要な資機材をリスト化し、定められた場所に保管	①必要な資機材をリスト化し、定められた場所に保管			
		III 研修会の開催	②研修会や担当者会議へ出席 ④講習会や研修会へ出席	②研修会や担当者会議へ出席 ③市町や土地改良区を対象とした講習会や研修会を開催	①研修会や担当者会議を開催	・講習会、研修会への参加（地元）	
		IV 農村災害復旧専門技術者の育成	③農業災害復旧専門術者の認定申請要件を満たす方へ認定申請の呼びかけ	②農業災害復旧専門術者の認定申請要件を満たす方へ認定申請の呼びかけ	①農業災害復旧専門術者の認定申請要件を満たす方へ認定申請の呼びかけ		

第2章 大規模災害の発生が予測されるときへの対応

I 災害発生に備える事前準備

最新の気象情報を入手、先手の対応を

- 市町や県は、台風や梅雨前線など、大雨がある程度予測できる場合は、常に気象情報に注意するとともに、万が一に備え、災害発生時の初動対応などについて確認しておきます。
- 市町や県は、農地・土地改良施設等の災害の防止又は被害を軽減するため、頭首工や排水路等の施設管理者に対し、事前に巡視及び点検など万全の措置を講ずるよう周知します。
- 特にため池については、余水吐の閉塞の原因となる貯水池内の流木や浮遊物の除去、また、かんがい用水の確保に留意しつつ、施設の安全性を確保する観点からも、可能な範囲で貯留水の事前放流（水位低下）を行うことなどを施設管理者に意識してもらうことが重要です。

1 市町における具体的な行動

- (1) 天気情報サイトや危機管理部局などから、最新の防災気象情報などを収集・共有します。
- (2) 本マニュアル等により、災害復旧事業の流れや初動対応を確認しておきます。
- (3) 土地改良区等の施設管理者に連絡し、土地改良施設の適切な操作を指示するとともに、大規模災害発生時の体制・対応を確認しておきます。
- (4) 栃木県土地改良事業団体連合会（以下、「県土連」という。）に連絡し、大規模災害発生時の体制・対応を確認しておきます。



とちぎ農業防災メールの活用を！

気象災害を未然に防止するためには、事前の対策が重要になってきます。

県では、気象警報等を配信する『栃木県防災メール』のほか、農業用水情報や農業用施設の防災・減災対策等を登録者の携帯電話等に配信する、『とちぎ農業防災メール』も配信しています。

いずれも登録は無料で、栃木県の公式HPから登録できます。また、下記のQRコードから直接登録できます。



栃木県防災メール とちぎ農業防災メール

2 農業振興事務所における具体的な行動

- (1) 天気情報サイトや「とちぎリアルタイム雨量河川水位観測情報」などから、最新の防災気象情報などを収集・共有します。
- (2) 本マニュアル等により、災害復旧事業の流れや初動対応を確認しておきます。
- (3) 市町等に連絡し、大規模災害発生時の体制・対応を確認しておきます。

3 本庁における具体的な行動

- (1) 天気情報サイトや「とちぎリアルタイム雨量河川水位観測情報」などから、最新の防災気象情報などを収集するとともに、関係部局との共有を図ります。
- (2) 本マニュアル等により、災害復旧の流れや初動対応を確認しておきます。
- (3) 防災気象情報などを農業振興事務所や市町へ情報提供するとともに、事前点検や体制構築を指示します。
- (4) 県土連に連絡し、大規模災害発生時の体制・対応を確認しておきます。

【ポイント】災害を発生させないために

甚だしく維持管理の義務を怠ったことに基因して生じたと認められる災害（水門等の施設の操作その他管理の甚だしい不良により生じた災害）は国庫補助災害復旧事業の対象となりません。

このため、日頃から土地改良施設の適切な維持管理に努めるとともに、大雨が予想される場合には、適切な施設操作を行い、「備える」ことが重要です。

【施設管理者へ確認例】

安全には十分に気をつけて、無理はさせません

- ・頭首工のゲートは、増水に備えて開放しましたか？（倒しましたか？）
- ・水路や暗渠などがゴミで閉塞していませんか？
- ・ため池の余水吐がゴミで閉塞していませんか？



【チェックリスト】 本編の別冊1に、各章毎のチェックリストを収録。

第3章 大規模災害発生直後の対応

I 組織内における体制の整備

担当や課の枠を超えたサポートを

大規模災害発生直後、市町においては部局にかかわらず被災者の救助や避難所運営、ライフライン復旧対応に人員が割かれ、農政部局職員が手薄となって市町と県との間の情報共有がスムーズに行えなくなることが懸念されます。

一方、土地改良区や被災農家などからは、土地改良施設や農地の被害に関する通報や支援に関する問合せが市町に多数寄せられることとなります。また、防災重点ため池については、施設管理者に対し点検の指示を行うとともに、管理者・所有者不明なものについては市町自ら安全に十分配慮しつつ速やかに点検を行い、異常が確認された場合には決壊を防止するための応急対策や下流住民への周知を図る必要があるなど迅速な対応が求められることとなります。

このように、災害復旧を担当する部署は、短期間の間に様々な対応が求められるマンパワーが不足することから、あらかじめ定めておいた大規模災害発生時の役割分担により行動することが重要です。

1 市町における具体的な行動

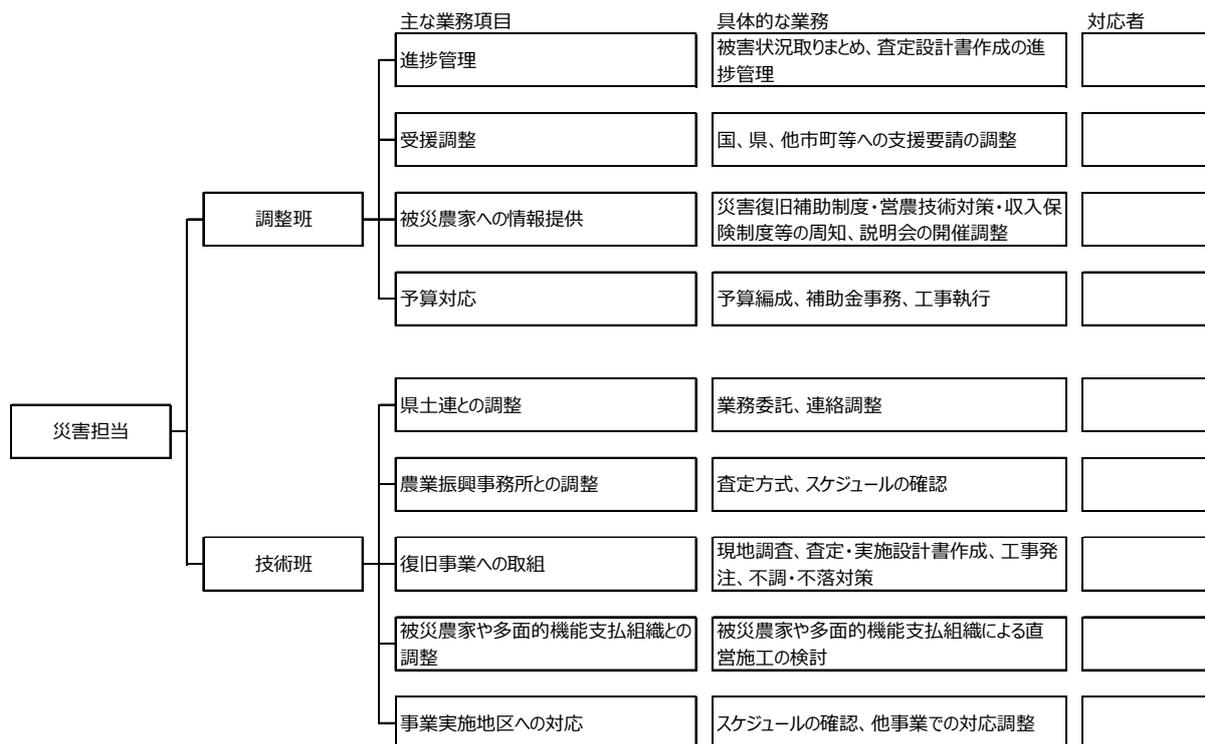
- (1) 災害復旧を担当する部署を効率的にサポートできるよう、業務を調整部門と技術部門に大別し、あらかじめ定めておいた役割分担（サポート体制図^{※1}）に基づき行動します。
- (2) 災害復旧業務経験者を臨時的に増員配置するなど、市町内部から体制を強化します。
- (3) 土地改良区や被災農家などからの通報や支援に関する問合せについては、「いつ（日時）」「どこで（場所）」「何が（田・畑・道路・水路・ため池・頭首工・用排水機場など）」「どのような被害があったか（崩壊・崩落・土砂流出・湛水・浸水など）」を災害受付票^{※2}に沿って聞き取り記録し、電子化（データベース化）して役所内で情報共有できる体制を整えます。
- (4) 震度4以上の地震発生時には堤高15m以上の施設、震度5弱以上では全ての防災重点ため池を対象に、24時間以内に緊急点検を実施（大雨特別警報時においては時間的制約はありませんので、十分に安全が確保されてから実施）する必要がありますので、緊急連絡網により施設管理者へ必要な指示を行います。その際、安全に十分配慮して点検を行うこと、無理はしないことを付け加えます。

【事例紹介】鹿沼市における取組報告

- <概要> BCP（業務継続計画）を令和元年10月15日に発動し、平成27年9月関東・東北豪雨災害時に対応した職員を中心に、部局の垣根を越えて全庁体制で災害復興に取り組みました。（累計5名増員）
- <良かった点> 過去の経験を活かして、住民から寄せられる被災情報の整理、現地調査、地元関係者や関係機関との連絡調整を円滑に行うことができました。

※1・※2 サポート体制図及び災害受付票は、【別冊1 参考様式集】に収録。

○市町におけるサポート体制図の例



※サポート体制図は【別冊1 参考様式集】に収録



【担当や課の枠を超えたサポートを】

- ・ 技術職員以外でも行える業務は行政職員にも割り振り、職場一丸となって対応する体制を構築することが重要です。
- ・ 特定の担当や職員に業務が集中しないよう、作業の進捗に応じて柔軟に役割分担や人員配分を調整することも必要です。
- ・ 災害復旧業務に携わる職員全員が共有ドライブなどで必要な情報や作業データを共有し、業務の見える化を図ることが重要です。

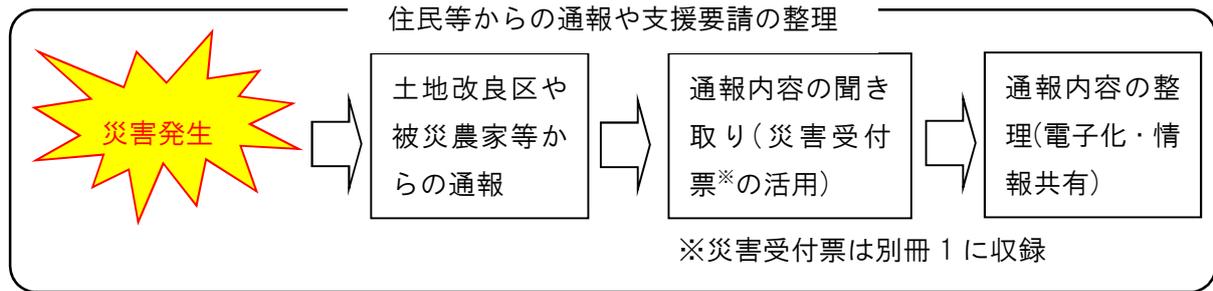
【事例紹介】佐野市における取組報告

<概要>

佐野市では、平成18年7月11日に、両毛5市（足利市、桐生市、太田市、館林市、みどり市）と「大規模災害における相互応援に関する協定書」を締結しました。令和元年台風災害では、この協定に基づき、館林市、桐生市から技術職員それぞれ1名を1ヶ月ずつ受け入れ、現場確認や査定設計書作成業務を担当してもらいました。

<良かった点>

災害発生から短期間で災害査定を連続して受けなければならない中、他市からの応援職員に現場確認や査定設計書作成を手伝ってもらったおかげで、100箇所以上にも及ぶ申請を滞りなく完了することができました。また、農地整備事業等の通常業務も並行して行われていたため、そちらの業務に専念することもできました。



【通報をたらい回しすることがないように】

通報者は、不安な気持ちを抱え連絡してくることが大半です。
「担当者不在で分からない」ということにならないよう、電話を受けた者が災害受付票に基づき聞き取りを行いましょう。
なお、通報者の「氏名、連絡先」を必ず確認し記録しましょう。

地震発生・大雨特別警報発令時における農業用ため池の点検

震度4以上の地震発生時には堤高15m以上の施設、震度5弱以上では全ての防災重点ため池を対象に、24時間以内に緊急点検を実施（大雨特別警報時には時間的制約はありませんので、十分に安全が確保されてから実施）する必要があります。

あらかじめ、ため池管理者、市町及び県の役割分担を明らかにして、緊急時に確実に点検できる体制を整えておくことが重要です。

①ため池管理者の責務

ため池の機能が十分に発揮されるよう、日頃からため池の適正な管理に努めるとともに、緊急時には身の安全確保に最大限注意を払い、主体的に点検を実施します。

②市町の責務

地域の防災に責任を有する市町として、情報収集や緊急時の点検調査等にため池管理者と連携して取り組みます。

③県の責務

県は、ため池管理者及び市町の責務が十分に果たされるよう広域的な見地からの調整を行うとともに、緊急点検が安全かつ効率よく実施できるよう必要な情報の提供や支援を行います。

ため池防災支援システム ～令和2(2020)年4月1日から運用開始～



- システムでは、気象庁が発表するものよりも細かい範囲で震度情報を把握することができるので、点検が必要なため池をより正確に絞り込むことが可能です。
- 地震時、大雨特別警報時ともシステムを活用して点検結果を報告します。
※詳しくは、地震時、大雨特別警報時の農業用ため池緊急点検要領を参照



【施設管理者不明のため池の点検】

市町は、管理者が不明なため池について、引き続き施設管理者の特定に努めるとともに、施設管理者に代わる点検体制をあらかじめ整えておく必要があります。

【点検のルート及び手順の確認】

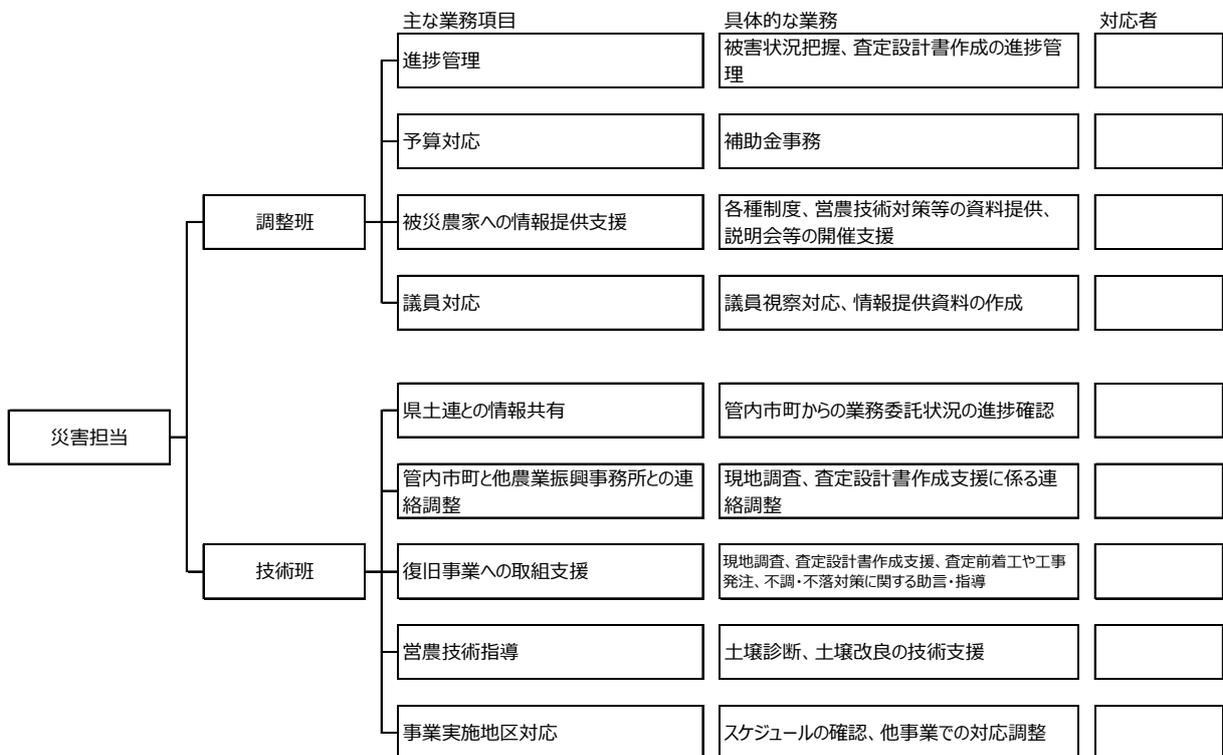
ため池管理者は、対象ため池について、地震発生後に迅速に対応できるよう、あらかじめ誰でも分かるような点検ルート（点検順路及び順路が被災した場合の迂回路）及び点検項目毎の手順（点検箇所、点検順序等）を定めておく必要があります。

市町及び農業振興事務所は、管理者による点検が確実に実施できるよう支援します。

2 農業振興事務所における具体的な行動

- (1) 農村整備部（安足農業振興事務所においては企画振興部）内はもとより、事務所内の職員が、災害復旧を担当する部署の業務を効率的にサポートできるよう、業務を調整部門と技術部門に大別し、あらかじめ定めておいた役割分担（サポート体制図）に基づき行動します。
- (2) 震度4以上の地震発生や大雨特別警報発令後、市町はため池管理者と連携して防災重点ため池の緊急点検を実施することになりますが、農業振興事務所は緊急点検が安全かつ効率よく実施できるよう必要な情報の提供や支援を行います。

○農業振興事務所におけるサポート体制図の例

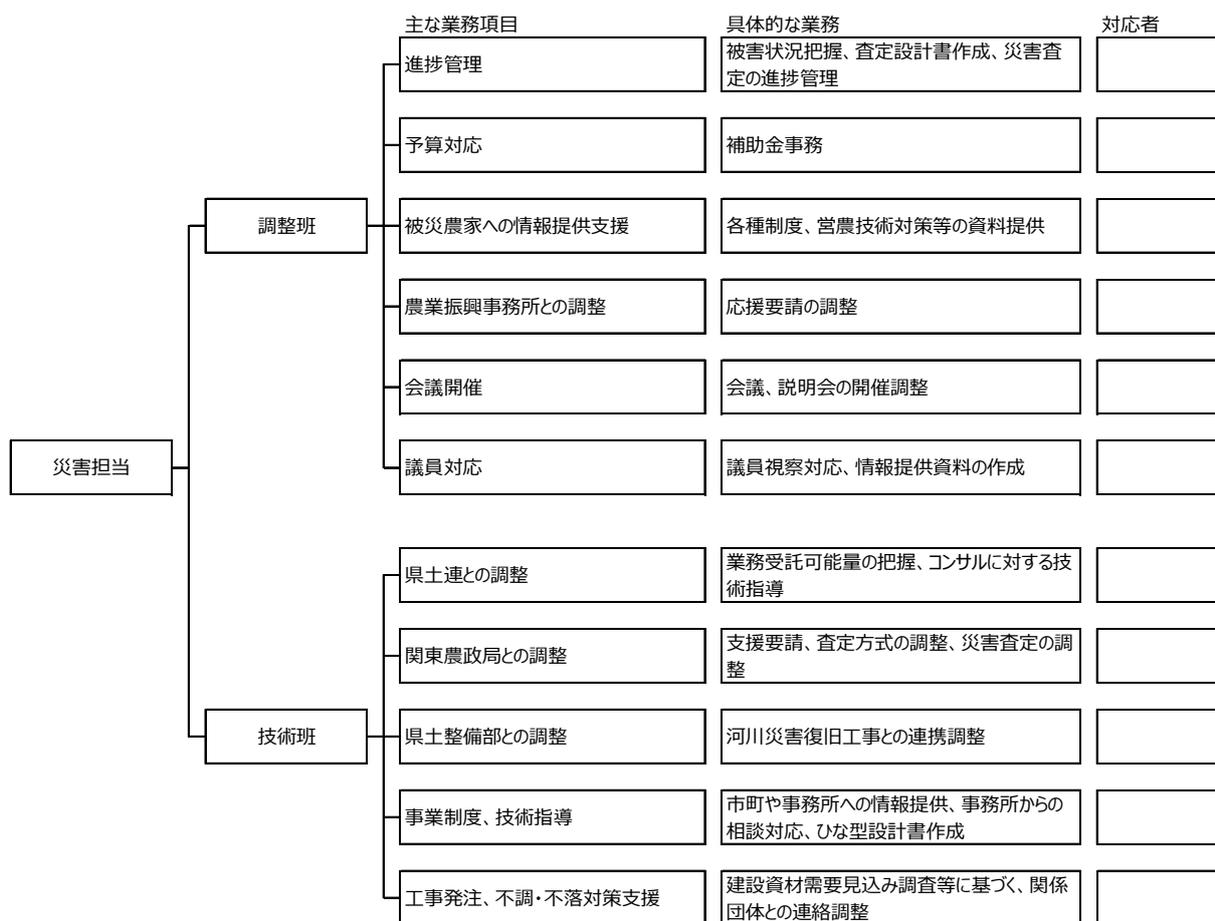


※サポート体制図は【別冊1 参考様式集】に収録

3 本庁における具体的な行動

- (1) 農地整備課内はもとより、農政部内の職員が、災害復旧に係る業務を効率的にサポートできるよう、業務を調整部門と技術部門に大別し、あらかじめ定めておいた役割分担（サポート体制図）に基づき行動します。

○本庁におけるサポート体制図の例



※サポート体制図は【別冊 1 参考様式集】に収録

II 全体被害概要の把握

ドローンの積極的活用

災害が発生した場合、県は、直ちに市町等を通じて災害の状況を把握するとともに、農村振興局長及び関東農政局長に被害を報告します。（暫定法要綱第5）

その内容は、農地については被害箇所数、被災面積、被害額、農業用施設については箇所数、被害額、被災施設の工種のほか、災害中心地（例えば、〇〇水系、上流部等）及び被害集計時点を明確にし、少なくとも1日1回程度は報告することが望ましいとされています。

また、被害推定額が10億円以上（見込まれる場合を含む）になった場合は、災害概要報告書を作成し、災害発生後1週間以内に提出しなければなりません。

このため、県は、市町や関係機関と連携・協力して迅速に情報収集、共有を図ることが求められます。

1 市町における具体的な行動

- (1) 土地改良区、その他施設等の管理者、市町危機管理部局や建設部局、農業振興事務所などから被害の情報を入手します。
- (2) 全体被害概要の把握は、ドローンで撮影する範囲を選定することも目的としますので、大まかな範囲での被害情報収集を行います。

【情報収集の例】 〇〇地域で△△河川が決壊し、田んぼに土砂が流入している。
〇〇地域で田んぼが約△ha 湛水している。
〇〇頭首工が被災し復旧に時間がかかりそうだ（応急工事の検討が必要だ）。

- (3) 保有するドローンを利用して被害状況を撮影します。なお、撮影にあたっては、県土連や農業振興事務所と役割分担（撮影場所、日時等）を明確にして行います。
- (4) 収集した情報や資料などは、速やかに農業振興事務所等に提供します。
- (5) 市町営事業実施中の地区がある場合には、工事監督員が現場代理人にチェックリスト^{※1}を用いて状況を確認します。
- (6) 土地改良区等が事業主体となっている団体営事業実施中の地区がある場合には、事業主体に対し、上記と同様の確認を要請します。
- (7) 防災重点ため池の被害報告を受けた場合には、速やかに現地確認を行うとともに、応急対策が必要と判断される場合には、ため池管理者とともに緊急放流、ブルーシート掛けや余水吐の閉塞物除去等の応急対策を行います。また、下流等への被害が予測される場合は、関係集落、消防団等に急報します。
- (8) 各方面から入手した情報は、速やかに庁内に周知するとともに、特に重要な情報は、ホワイトボードなどに、わかりやすく掲示しておきます。

※1 チェックリストは【別冊1 参考様式集】に収録。

2 農業振興事務所における具体的な行動

- (1) 市町や土木事務所、本庁などから被害の情報を収集します。
- (2) 保有するドローンを利用して被害状況を撮影します。なお、撮影にあたっては、市町や県土連と役割分担（撮影場所、日時等）を明確にして行います。また、市町においては、避難所運営やライフライン復旧対応が優先されることやドローンの保有率が低い状況から、農振事務所は積極的にドローン撮影を行います。
- (3) 収集した情報や資料などは、速やかに市町と本庁等に提供します。
- (4) 県営事業実施中の地区がある場合には、工事監督員が現場代理人にチェックリストを用いて状況を確認します。
※チェックリストは【別冊1 参考様式集】に収録
- (5) 防災重点ため池の被災を確認した場合は、緊急放流等の応急措置が安全かつ効率よく実施できるよう市町やため池管理者等に助言します。なお、応急工事に当たって、高度な技術力が必要な場合は、速やかに本庁を通じて関東農政局へ協力を依頼します。
- (6) 各方面から入手した情報は、速やかに所内に周知するとともに、特に重要な情報は、ホワイトボードなどに、わかりやすく掲示しておきます。



3 本庁における具体的な行動

- (1) 被害地域を把握するため、気象関係資料等を危機管理課や気象台などから入手します。
- (2) ライフラインや河川、農作物などの被害の情報を、危機管理課や県土整備部関係課、農政課などから入手します。
- (3) SNSを活用した情報収集を行うため、アプリのシステム設定を行い、農政部各課及び各農業振興事務所へ取組への参加を依頼します。
- (4) 国や民間企業などが、航空機や衛星、ドローンなどで撮影した被害状況の空中写真等入手します。
- (5) 収集した情報や資料などは、速やかに農業振興事務所及び市町等へ提供します。
- (6) 防災重点ため池や農業集落排水施設など、被災により人命や人家、公共施設などに甚大な影響を及ぼす施設や農村地域の生活環境を維持する上で重要な施設については、速やかに施

設管理者に状況を確認するよう農業振興事務所を通じて市町等に依頼します。

- (7) 各方面から入手した情報は、速やかに課内に周知するとともに、特に重要な情報は、ホワイトボードなどに、わかりやすく掲示しておきます。



【被災状況の見える化】

- ・ 収集した情報や資料は、共有ドライブで関係者がいつでも確認できるようにしておくことが重要です。
- ・ 現地において、スマートフォンやタブレットを用いて情報の確認、追加が行えるようオンラインストレージの活用も検討しましょう。

SNSを活用した情報収集

【SNSの有用性】

令和元年東日本台風災害では、LINE のオープンチャットを活用（58 名が参加）。10/13～17 の5日間で 194 件の報告があり、被害状況と規模感を迅速に把握することができました。

1 LINE の活用（試行）

- ・ 年齢確認の必要のない LINE トークやグループ等を活用します。
- ・ 本庁においては、行政改革 ICT 推進課からタブレットの追加配備を受け、LINE トークやグループ等の設定を行い、農政部各課及び各農業振興事務所へ取組の参加（任意）を依頼します。

2 報告ルール

- ・ 通信端末の位置情報を「ON」にする方法と、写真に位置情報を添付する方法を記載したマニュアルを作成し、周知します。
- ・ そのほか、現地における状況写真を撮影する対象や構図のガイドラインや現地状況をコメントする時の報告例を周知します。

3 情報共有

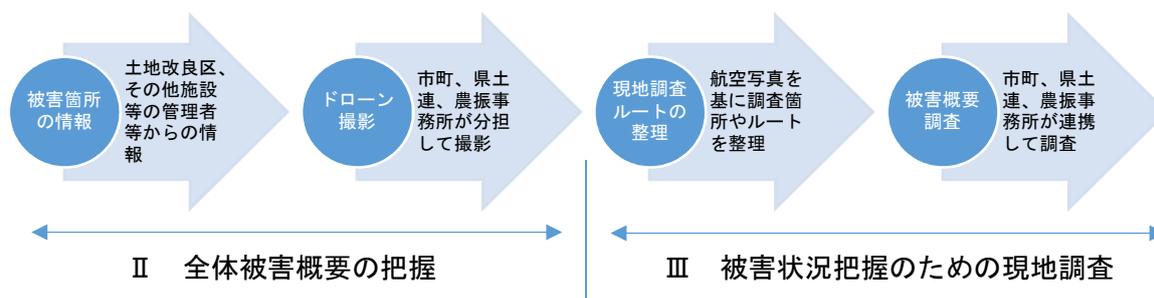
- ・ 地理院地図と GoogleMyMap の両方を利用して、情報共有を図ります。

Ⅲ 被害状況把握のための現地調査

航空写真を活用して効率的に

大規模災害発生時には、道路の被災や大規模湛水などにより、通行可能な道路が限定されることが予想されます。

このため、被害状況把握のための現地調査の実施にあたっては、ドローンで撮影した航空写真を基に調査箇所や点検ルートをあらかじめ整理した上で、必要に応じて被災農家や土地改良区等の立会いを求め、市町と県が連携して効率よく被害概要調査を行うことが重要です。



1 市町における具体的な行動

- (1) 全体被害概要や現地から収集された被害状況など踏まえ、2～3名の被害概要調査チームを編成し、地元関係団体（土地改良区等）と連携しながら、被害概要調査を行います。
- (2) 課や部局を超えて人員調整を行っても調査チームの編成が困難な場合には、県土連や所管農業振興事務所に支援を要請します。
- (3) 調査は、通行止め箇所やドローンで撮影した航空写真を基に点検ルートをあらかじめ整理した上で行います。
- (4) 被害概要調査においては、「① 被害が発生した中心的場所、② 被災した工種、③ 箇所数、④ 被害面積、⑤ 被害額、⑥ 二次被害防止のための応急工事対策の有無、⑦ 隣接する河川や道路の名称」などを確認し、被害概要調査表^{※1}に記録します。また、農地・土地改良施設以外の被害についても記録しておきます。
- (5) 被害額算定にあたっては、被害額算出早見表^{※2}を活用します。
- (6) 被害概要の写真は、デジタルカメラを用いて、被害の規模がわかるように、周囲の建物や電柱、道路などを入れて全景を撮影します。なお、写真データに位置情報を付与することで、容易に被災箇所図とリンクできることも念頭に置きます。
- (7) 被害概要調査は、安全に十分留意し日中に実施します。なお、危険が伴う箇所には近づかないようにします。
- (8) 被災箇所の調査漏れが生じないよう、土地改良区役員や地元関係者などと現地を再確認します。

※1 被害概要調査表は【別冊1 参考様式集】に収録。

※2 被害額算出早見表は【別冊3 執務参考資料】に収録。

2 農業振興事務所における具体的な行動

- (1) 管内市町から支援要請があった場合、円滑に調査が進むよう市町と連携して調査を行います。
- (2) 調査箇所が広範囲かつ膨大で、農業振興事務所だけでは対応が困難と判断される場合には、本庁に応援を要請します。
- (3) 市町や土地改良区等に対し、被災箇所の調査漏れが生じていないか適宜確認します。

3 本庁における具体的な行動

- (1) 農業振興事務所から応援要請があった場合には、農政部関係課から主に農業土木職の支援要員を確保し、当該農業振興事務所に派遣して市町等連携して調査を行います。



IV 被災農家へのアプローチ

関係農家が多い場合は説明会を

被災農家や土地改良区等は、損壊した農地や土地改良施設の被害の大きさから、復旧の見通しや復旧に係る費用（負担）に不安を抱えています。

このため、被災農家の営農意欲をそぐことがないよう、各種の救済制度を説明するとともに、行政として復旧に向けた作業を開始していることを伝えることで、安心感を与えることが重要です。

＜被災農家や土地改良区等に被災直後に周知すべき事項＞

- ① 農地や農道、水路などの土地改良施設が自らの手に負えないほど被災した場合には、できれば被害箇所の写真撮影を行い、市町に相談して欲しいこと。
- ② 農地・農業用施設が被災した場合には、国の補助の対象となる災害復旧事業で行える場合があること。
※ 市町に相談せず被害の写真等がないまま復旧を実施した場合には、国からの補助の対象とならない可能性があること。
- ③ 小さな被害（40万円未満）の場合には、国からの補助の対象とならないこと。
※市町独自の補助制度がある場合は、その案内を行います。
- ④ 査定前着工制度（応急仮工事・応急本工事）を活用することにより、早期復旧が行えること。※具体的には、p.17「V 査定前着工の実施」を参照してください。

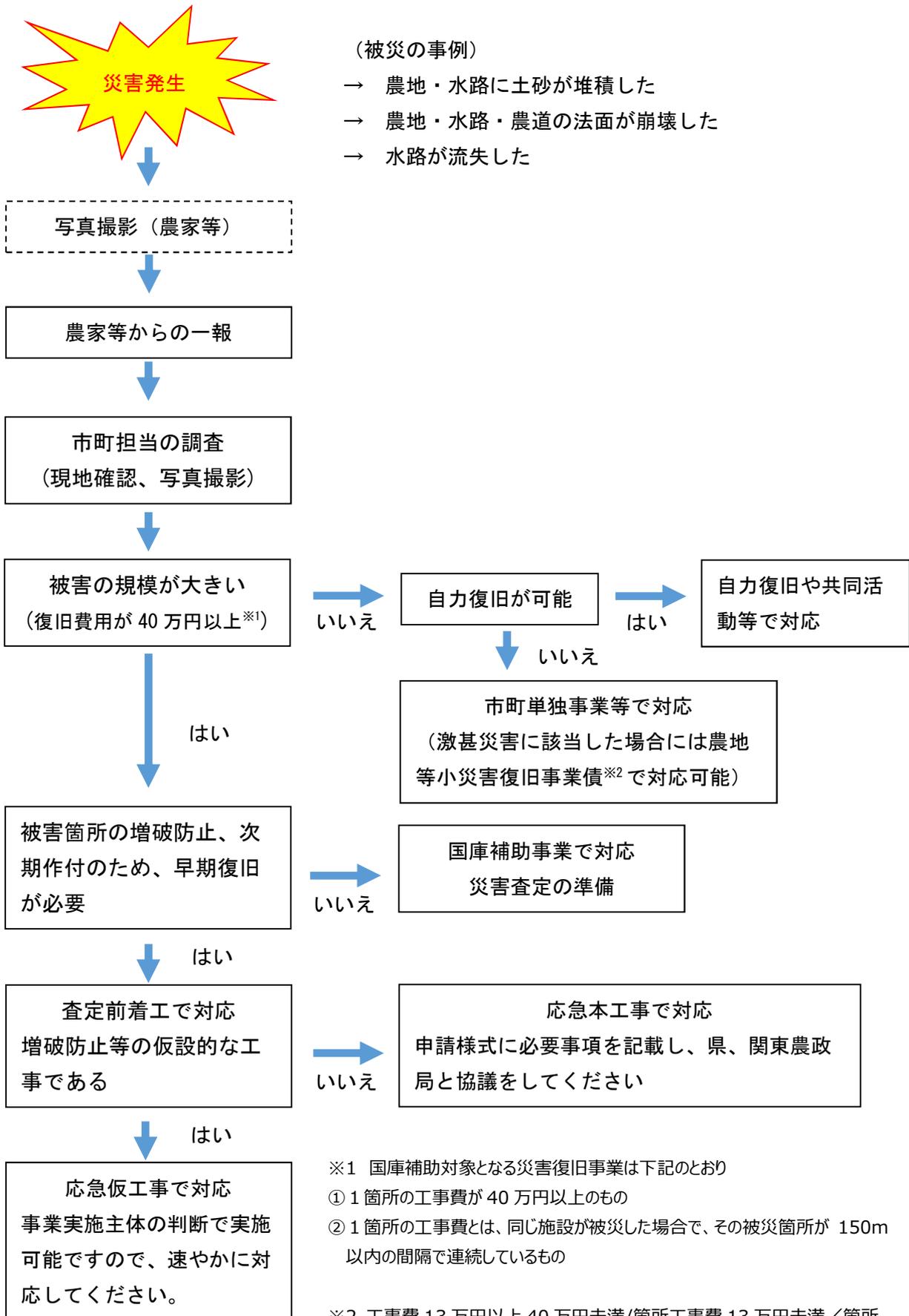
1 市町における具体的な行動

- (1) 国が作成した「農地・農業用施設が被災した場合に（営農者用）」、「農地災害復旧事業の補助率（営農）」等のチラシ*を農家や土地改良区等に配布し、自力復旧する前に、必ず市町に相談するよう周知します。
※配布資料は【別冊2 リーフレット集】に収録
- (2) 被災農家等が多い場合には、集落や土地改良区、水利組合単位で説明会を開催します。その際、説明会の日程調整、進行等は地元が行い、市町は事業制度や復旧スケジュール等の説明を行うなど、役割を分担することも検討します。
- (3) 被災農家等から電話等で相談があった場合には、「自分で独自に判断せず、できれば被害箇所の写真の撮影を行い、市町職員と打合せして欲しい」旨を伝えます。
- (4) 被害箇所の増破防止など応急仮工事に対応する必要がある場合は、事業実施主体（市町）の判断で実施可能です。速やかに対応しましょう。
- (5) 次期作付のために早期復旧が必要である旨の相談を受けた場合には、応急本工事の実施について、農業振興事務所と協議します。

2 農業振興事務所における具体的な行動

- (1) 被害の増破や二次被害の発生などが懸念される場合は、速やかな応急仮工事の実施について市町等に助言します。
- (2) 応急仮工事・応急本工事は、災害復旧事業の補助対象となることから、工事実施前に被災状況の写真の撮影方法などを市町等にアドバイスします。

○被災農家や土地改良区からの相談に対するフローチャート



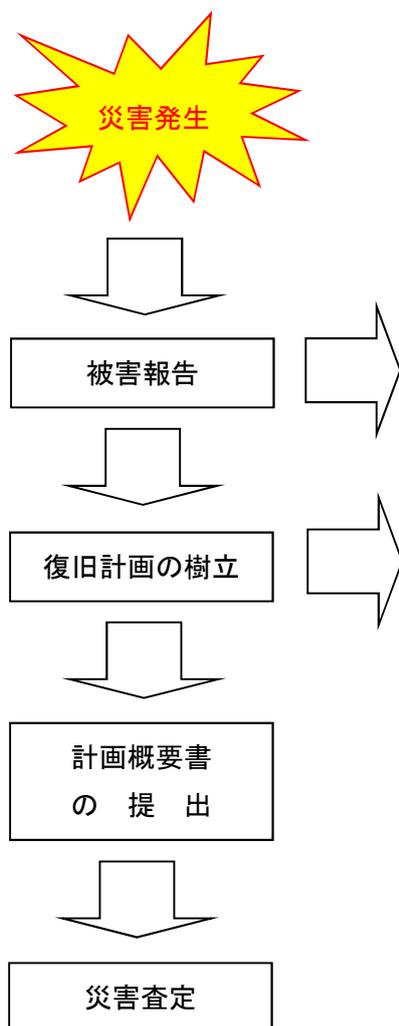
V 査定前着工の実施

査定前着工を積極的に活用

査定前着工は、災害査定を待たずに復旧工事に着手できる制度です。

特に大規模災害時など、復旧を急げば次の作付けに間に合う農地・農業用施設の復旧や、農業集落排水施設のように生活に直結した施設を早急に復旧する必要がある場合には積極的に活用してください。

◆査定前着工の実施手続き



査定前着工（応急仮工事）

- 災害が発生し、そのまま放置すると被害が拡大するおそれがある場合に、必要に応じて事業主体の判断で実施した応急仮工事（仮設的な工事）も国庫補助対象となります。
- 補助対象となるのは、1箇所に応急仮工事の費用が20万円以上のもので、応急仮工事を除く復旧工事費が40万円以上のものです。

査定前着工（応急本工事）

- 応急本工事は、復旧計画樹立後、災害査定を待たずに緊急に実施する復旧工事です。
- 応急本工事は、県を通じて農政局に申請し、承認（早ければ即日）後に工事に着工します。
- 申請に必要な書類は下記のとおりで、FAXやメールでの送付と電話による対応も可能となっています。
 - ・申請書（被災概要、復旧方針、着工理由、概算工事費）、概略図、被災写真など、最小限の資料で申請できます。



【査定前着工の留意事項】

災害復旧事業費と認められるためには、災害査定時までに工事実施中の写真、出来形管理図書、出役人夫・購入資材・工事費支払額等が確認できる証拠書類、請負契約関係書類を整理しておく必要があります。

1 市町における具体的な行動

- (1) 応急仮工事は事業実施主体(市町)の判断でできますが、応急仮工事を実施する場合には、「査定前着工制度(応急仮工事)にかかる各項目のチェック」※を活用し判断します。
- (2) 応急本工事は、県を通じて農政局に申請し、承認(早ければ即日)後に工事に着工することとなりますが、応急本工事を実施する場合には、「査定前着工制度(応急本工事)にかかる各項目のチェック」※と「査定前着工(応急本工事)協議について(様式1)」※を作成し、農振事務所へ提出します。

※【別冊3 執務参考資料】に収録

査定前着工制度(応急本工事)の申請にかかる各項目のチェック

事業実施主体担当者: _____ 印

県 名: _____
 市 町 村 名: _____
 施 行 場 所: _____
 工 種: _____

チェック項目	チェック内容	チェック者
1. 災害復旧事業採択要件のチェック	今回の被災が災害復旧事業の採択要件(日雨量80mm等)に該当しているか確認	<input type="checkbox"/>
	暫定法第2条の農地、農業用施設に該当しているか確認	<input type="checkbox"/>
	事務取扱要綱第4.1(5)の査定前着工を行うことが止むを得ないと判断される内容か確認	<input type="checkbox"/>
	応急仮工事に該当していないか確認(該当する場合には事業実施主体の判断で実施可能)	<input type="checkbox"/>
	査定前着工の復旧内容を含めて総事業費が40万円以上となるか確認	<input type="checkbox"/>
	被災写真が適切に撮影されているか確認	<input type="checkbox"/>
	応急工事に該当しない経費が計上されていないか確認	<input type="checkbox"/>
<small>農地や水路等の土砂除去などの緊急な工事の場合は2のチェックは省略してよい。</small>		

[応急本工事に係るチェックリスト]

(様式1)

文書番号 _____
 年 月 日 _____

都道府県知事 宛て

事業実施主体名 _____

査定前着工(応急本工事)協議について

このことについて、農地農業用施設災害復旧事業事務取扱要綱第14.1に基づき査定前着工したいので協議します。

①施工場所(所在地)	例:〇〇県〇〇市宇〇〇地内(場所が特定できるように記載すること)
②被災状況(災害要因)	例:〇月〇日〇時から雨により、排水路の山側の法面が崩壊し、水路・道路を塞いでいる。
③査定前着工申請理由	選択して下さい
④復旧内容	選択して下さい
⑤申請工種	選択して下さい
⑥概算金額(応急本工事)	選択して下さい

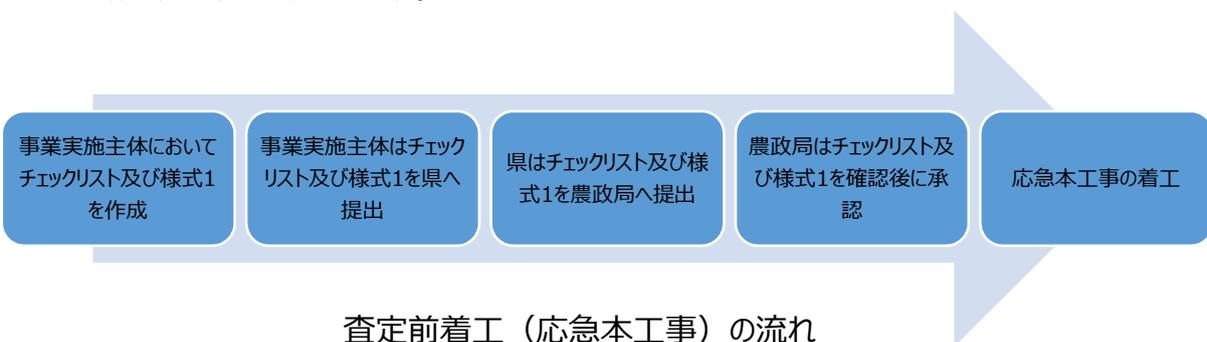
[査定前着工(応急本工事)協議について]

2 農業振興事務所における具体的な行動

- (1) 応急仮工事に係る事業実施主体(市町)の判断について、必要に応じて助言・指導を行います。
- (2) 応急本工事について、事業実施主体(市町)から査定前着工資料が提出された場合には、必要に応じて現地調査を行った上、内容を確認し本庁へ提出します。

3 本庁における具体的な行動

- (1) 各農業振興事務所を経由して査定前着工資料が提出された場合には、内容を確認し、関東農政局に提出します。
- (2) 関東農政局から承認の連絡があった場合には、速やかに農業振興事務所を通じて事業実施主体(市町)に通知します。



査定前着工(応急本工事)の流れ

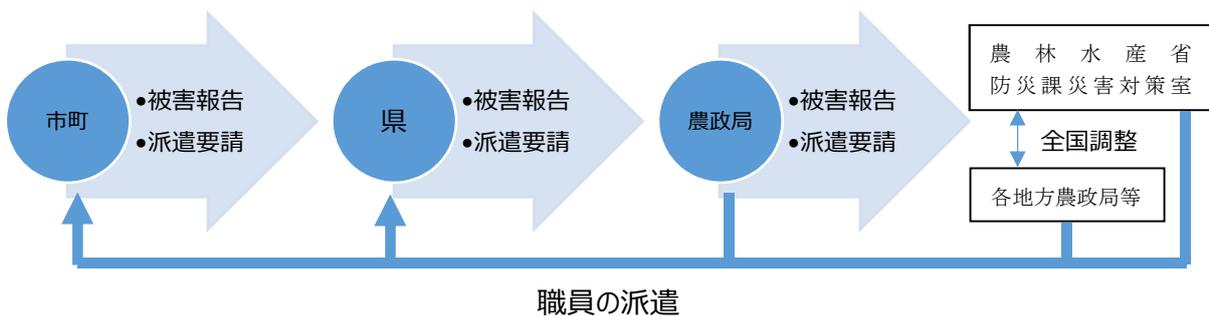
VI 国や農村災害復旧専門技術者への支援要請

災害復旧のスペシャリストの活用

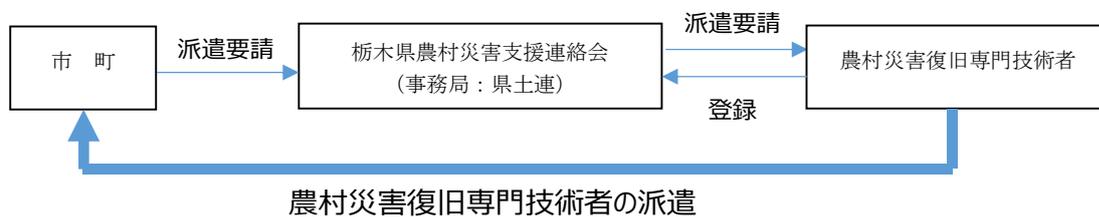
大規模災害時のマンパワー不足に対応するため、国の農業農村災害緊急派遣隊（水土里（みどり）災害派遣）や農村災害復旧専門技術者^{※1}などの活用を検討しましょう。

また、二次災害防止のための応急対策やため池等の復旧工法の検討など、高度な技術が必要な場合の専門家等を派遣する支援制度もあります。

○国からの応援技術職員（農業農村災害緊急派遣隊）の派遣



○農村災害復旧専門技術者の派遣



○災害初動時の専門家等の派遣



※1 農村災害復旧専門技術者制度は、農地・農業用施設の災害復旧事業の応急措置や査定に係る技術支援等を行うことができる人材を全国レベルで認定登録し、限られた貴重な方々に効果的かつ効率的に活躍してもらおうための制度です。（詳細は、p. 57「第7章 IV 農村災害復旧専門技術者の育成」を参照）

1 市町における具体的な行動

- (1) 初動時の被害状況調査、被災した農地・農業用施設の測量・設計作業、査定設計書の作成等の技術支援が必要な場合は、県を通じて農業農村災害緊急派遣隊の派遣要請を行います。
- (2) 農地・農業用施設の被害状況の調査、応急対策・復旧工法の助言等の支援が必要な場合は、栃木県農村災害支援連絡会（事務局：県土連）へ農村災害復旧専門技術者の派遣要請を行います。
- (3) ため池の被災など、応急対策や復旧に高度な技術的判断が必要な場合は、電話などにより早急に農業振興事務所へ被害状況の報告と専門家等の派遣要請を行います。

2 農業振興事務所における具体的な行動

- (1) 市町から国への支援要請があった場合は、「派遣先、受け入れ人数、派遣期間、業務内容」などの要望を把握し、本庁に報告します。

3 本庁における具体的な行動

- (1) 農業振興事務所を通じ市町から国への支援要請があった場合は、要望内容を整理し、関東農政局へ派遣要請等を行います。
- (2) 被災地域の復旧に向けた課題や要望などを踏まえ、災害復旧事業の活用に当たり、支障となる事案がある場合は、改善策を国に対して要請します。

VII 県の支援体制

作業の平準化と迅速化

市町から支援要請を受け、その市町を管轄する農業振興事務所のみでは対応が困難な場合は、本庁や他の農業振興事務所から応援職員を派遣します。

また、大規模災害時などでは、「県営災害復旧事業^{※1}」の活用についても検討し、作業の平準化と迅速化を図ることが重要です。

1 農業振興事務所における具体的な行動

- (1) 市町から支援要請を受け、農業振興事務所のみでは対応が困難な場合は、支援が必要な「人数、期間、業務内容（調査・設計・積算等）」などを、速やかに本庁に報告します。
- (2) 応援職員の業務状況を踏まえながら、本庁に対して派遣人数の調整を依頼します。
- (3) 市町や関係団体から「県営災害復旧事業」として申請があった場合には、施設財産を所有しているのは誰か、一定以上の規模で高度の技術を必要とするものかなど、県営事業として実施すべきものか確認します。
- (4) 上記の結果、県営事業として実施することが適当と判断した場合には本庁へ報告します。

2 本庁における具体的な行動

- (1) 被災した市町を管轄する農業振興事務所のみでは対応が困難な場合は、速やかに農政関係課と各農業振興事務所に対して、派遣可能者、派遣可能期間などを聞き取り、それを取り纏めた「応援派遣可能者リスト」を作成します。
- (2) 各農業振興事務所の作業を平準化するため、事務所間の調整を行います。
- (3) 県内の人員では対応できない場合は、国や全国知事会を通じて、国職員や他県職員の応援を要請するとともに、県土連を通じて、全土連に他県土連からの応援要請を行います。
- (4) 農業振興事務所を経由して、市町や関係団体から「県営災害復旧事業」として申請があった場合は、内容を審査し、採択する事を決定した場合は、その旨を農業振興事務所を通じて、市町や関係団体へ通知します。

※1 県営事業実施中及び県が施設財産を所有している場合、もしくは一定以上の規模（農用地でおおむね20ha以上の受益地、農業用排水施設で100ha以上の受益地で高度な技術を必要とするもの）の場合、県営災害復旧事業として実施することもあります。

VIII 現地視察に対する対応

情報を共有し、関係者が連携して対応

甚大な被害が発生した場合、国会議員や県議会議員などによる被災地視察が行われることがあります。

視察対応にあたっては、視察目的や地元要望、現地における課題を市町や県、関係団体（土地改良区やJA等）などで情報共有し、連携することが重要です。

1 本庁における具体的な行動

- (1) 関東農政局防災課や農政課などから、国会議員や県議会議員などによる被災地視察に関する情報を入手した場合には、速やかに農業振興事務所を通じて関係市町や団体と情報共有を図ります。
- (2) 現地視察における本庁の対応者（同行者）を速やかに決定し、日程に合わせて行程表を作成するとともに、農業振興事務所や市町等における対応者の調整を行います。
- (3) 視察目的や地元要望、現地における課題を市町や県、関係団体（土地改良区やJA等）などで情報共有し、整理します。
- (4) 現地視察に係る説明資料は、被災状況や地元要望等を踏まえ農業振興事務所などと連携して作成します。また、作成した資料等は、誰でも活用可能なように、共有ドライブなどに保存しておきます。
- (5) 現地視察が終了した後、速やかに議事録を作成し、農政部関係課、農業振興事務所や市町等、関係機関と共有します。

Ⅸ 当該年度業務の取扱い

緊急度・重要度を見極めて対応

大規模災害時には、県土連や測量設計コンサルタント、建設業者は災害復旧対応を優先することとなるため、通常業務に手が回らなくなる可能性が高くなります。

このため、その業務が頭首工など是が非でも完了させなければならないものなのか、先送りできるものなのかを見極め、今後の対応について地元（土地改良区等）と調整を行う必要があります。

1 市町における具体的な行動

- (1) 通常業務を継続するか、来年度以降に先送りするか、関係団体（土地改良区等）の意向を確認するとともに、課題を整理し農業振興事務所と協議します。

2 農業振興事務所における具体的な行動

- (1) 市町や関係団体（土地改良区等）と、通常業務を継続するか、来年度以降に先送りするか協議調整し、本庁と対応について協議します。

3 本庁における具体的な行動

- (1) 通常業務の進捗状況及び今後の見通し、予算調整及び繰越の可能性について農業振興事務所とヒアリングを行います。

<基本的な考え方>

- ① 年度内完了が見込まれない業務は、関係団体（土地改良区や市町等）と調整・確認を行った上で、来年度以降に予定します。
- ② 頭首工など年度内に完了させなければならない工事は、請負業者と十分調整し完成を目指します。
- ③ 発注時期が遅くなり工期が十分に確保できない工事については、中止による来年度施工なども検討し、適切に繰越手続きを行います。
- ④ 災害を理由とし安易な繰越は行いません。

X 栃木県農地・土地改良施設災害復旧支援会議（仮称）の設置

迅速な意思決定と的確な指示

県は、災害復旧の主体となる市町等の体制整備や県土連との連携を指導支援していく中で、被災地域を所管する農業振興事務所だけでは対応が困難と判断した場合には、他の農業振興事務所や関係機関との調整により、不足するマンパワー、復旧支援に必要な「即戦力」を確保します。

このため、各農業振興事務所農村整備部（安足においては企画振興部）及び農政部関係課による「栃木県農地・土地改良施設災害復旧支援会議」（以下「支援会議」という。）を設置し、査定方針の決定や農業土木技術者の調整、国や他県等への支援要請などを行います。

【支援会議設置基準】

- ・ 震度6弱以上の地震、特別警報の発表で自動的に設置
- ・ その他、災害が発生し又は発生のおそれがある場合で農政部次長（技術）が必要と認めるときに設置

【支援会議における協議事項】

- ・ 支援会議は、被災市町への支援に関する次の事項について協議・調整を行い、復旧支援を推進します。
 - ① 被災状況の情報収集及び把握について
 - ② 被災市町又は所管農業振興事務所への技術的支援について
 - ③ 被災市町への支援計画について
 - ④ 災害復旧事業の実施について など

1 市町における具体的な行動

- (1) 農業振興事務所から大規模災害対応を開始する旨の連絡を受けた場合には、本マニュアルに基づく行動を開始します。

2 農業振興事務所における具体的な行動

- (1) 本庁から大規模災害対応を開始する旨の連絡を受けた場合には、管内市町に周知するとともに、本マニュアルに基づく行動を開始します。

3 本庁における具体的な行動

- (1) 支援会議が設置され、農地・土地改良施設が複数の市町にまたがる広範囲な地域で甚大な被害が発生した災害（大規模災害）を確認した場合には、本マニュアルに基づく大規模災害対応を開始する旨を、事務局を担う農地整備課が農政部関係課と農業振興事務所、県土連などに周知します。

第4章 災害査定に向けた対応

I 復旧方針の決定

直営施工や市町単独事業の活用

現地調査が終わった被災箇所について、国へ災害査定申請を行い国庫補助事業として実施するか、市町単独災害復旧事業として実施するか、あるいは、自力復旧や多面的機能支払活動組織による復旧対応とするかなど、復旧方針を決定します。

また、現況から判断して、営農がされていない農地や休耕田、転作田等となっている農地の場合には、本人の営農意欲を確認することが必要です。(査定申請を行う場合、休耕田等である旨が証明できる資料を用意する必要があります【災害復旧事業の質疑応答集 2015 版 p. 99 参照】)



【事務負担軽減と早期着工の視点】

災害復旧事業は、1箇所の復旧工事費が40万円以上のものが対象ですが、40万円未満の小規模な被災箇所であっても、同一工種で150m以内に隣接している箇所をまとめて1箇所とし、国庫補助の対象とすることは可能です。

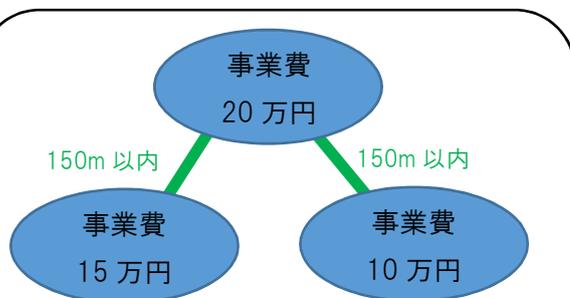
しかし、国庫補助申請に係る査定設計書作成や査定対応、補助金事務等の事務量を考慮したとき、国庫補助の災害復旧事業によらず、市町単独事業や自力復旧に対する市町からの補助金交付対応の方が事務負担が少なく、また、早期着工が可能となることも考えられます。

○小規模災害への対応

事業費40万円未満の小規模な箇所であっても、国から支援を受けることが可能です。

【合計40万円以上】

①複数の小規模被災をまとめて1箇所とし、国庫補助の災害復旧事業で対応



<1箇所工事の考え方>

同一工種で150m以内の間隔で連続した被災箇所等については、1箇所工事とし、それぞれの事業費の合計が40万円以上であれば災害復旧事業の対象となります。

【13万円以上 40万円未満】

②市町等の単独事業で対応

◆農地等小災害復旧事業債・・・激甚災害のみ活用可能

起債	農地：50%（74%）※1
	農業用施設：65%（80%）※1

← 事業費 13万円以上 40万円未満 →

- ・ 事業費が13万円以上、40万円未満の激甚災害に係る被災の復旧を市町が単独事業で行う場合に、その費用の一部を起債できます。

※1 （ ）の起債率は、激甚災害に係る災害復旧事業の地元負担額が、農家1戸当たり2万円以上の市町が対象です。

※1 起債の全額が普通交付税算出の基礎となる基準財政需要額に算入されます。

◆単独災害復旧事業債・・・全ての災害に活用可能

起債	農業用施設：65%※2
----	-------------

← 事業費 40万円未満 →

- ・ 事業費40万円未満の被災の復旧を市町等が単独事業で行う場合に、その費用の一部を起債できます。

※2 起債額のうち、47.5%～85.5%が普通交付税算出の基礎となる基準財政需要額に算入されます。（算入率は市町ごとに異なります）

※2 農地復旧は対象外です。

【13万円未満】

③自力復旧や共同活動等で対応

- ・ 被災農家が自力復旧した場合に、見積書等の証拠書類を基に、40万円未満を上限に補助する制度を設けている市町があります。
- ・ 多面的機能支払交付金の活動組織については、地域共同で復旧活動に取り組むことが可能です。なお、甚大な被災地域では、事業計画に定めた活動の実施が困難な場合、特例措置により、被災した農業用施設等の復旧に集中的に取り組むことが可能です。

1 市町における具体的な行動

- (1) 復旧事業費が13万円から40万円未満であれば、農地等小災害復旧事業として実施可能なため、市町単独事業で実施するか複数箇所をまとめて1箇所とすることが可能ならば査定申請をするか判断します。
- (2) 13万円未満の箇所については、自力復旧か多面的機能支払活動組織による復旧を検討します。



【農家への説明内容（例）】

- ① 査定申請するものと小災害復旧事業として対応するもの
- ② 概算事業費
- ③ 負担についての了解
- ④ 復旧スケジュール

2 農業振興事務所における具体的な行動

- (1) 復旧工法の検討や事業費の算定が円滑に進むよう、管内市町に対し助言・指導を行います。

II 査定方針の検討

方針は発災時期・規模により決定

災害査定は被害が起きた暦年内に行うことが基本であるため、発災時期や全体の被害概況を踏まえ、通常査定により年内完了が可能かどうか検討し、年内完了が困難と判断される場合には「大規模災害時における農林水産業施設及び公共土木施設災害復旧事業査定方針（以下、「大規模査定方針」）」に基づく簡易査定（超簡易査定を含む）を採用することを原則とします。

なお、方針の決定は、支援会議で行います。

＜判断の目安（一例）＞令和元年東日本台風災害及び関東・東北豪雨災害復旧対応から推測

発災時期／被災箇所数		8月	9月	10月
通常査定	500箇所未満	←→	←→	
	500箇所以上	←→	←→	
簡易査定	500箇所未満		←→	←→
	500箇所以上	←→	←→	
超簡易査定	500箇所未満			←→
	500箇所以上			←→

※解説：発災時期が8月から9月中旬の間、被災箇所が500箇所未満であれば、通常査定で対応可能と考えられます。

○通常査定、簡易査定（超簡易査定）の作成

区分	基本事項	ポイント
通常査定	査定設計書は、 ① 計画概要書（第1表） ② 事業費総括（第2表） ③ 工事費内訳（第3表） ④ 応急工事費内訳（第4表）のほか、添付図面として、 ⑤ 位置図（5万分の1又は2万5千分の1） ⑥ 被災図 ⑦ 平面図 ⑧ 縦断面図 ⑨ 横断面図 ⑩ 構造図 ⑪ 被害写真 の11項目で構成します。	① 調査、測量及び写真整理等 ・被災直後の状況写真(全景)は被害を理解するために重要 ・起終点の決定根拠説明を意識した写真を整理（全景写真ばかりでなく部分写真を有効活用する） ② 復旧計画図面の作成 ・復旧工法(計画)の説明を意識した図面を整理（用地境界、小運搬ルート、仮設計画等） ③ 復旧限度額の算定 ・農地復旧には、補助の限度額があるので注意（超過分の負担について了解を得る）
簡易査定	大規模査定方針が適用された場合、査定設計書の簡素化、災害査定迅速化が図られます。	①机上査定上限額 ・通常 2,000千円未満→30,000千円（令和元年東日本台風災害） ②採択保留

		<ul style="list-style-type: none"> ・通常 2 億円以上→4 億円以上（令和元年東日本台風災害） ③概要書又は設計書に添付する図面 <ul style="list-style-type: none"> ・航空写真や代表断面図等を活用することで資料作成に係る労力を軽減 ④一箇所工事 <ul style="list-style-type: none"> ・工事の工期や発注単位を勘案し、被災箇所を統合又は分割し、一箇所の工事とみなす箇所の範囲を決定することが可能
超簡易査定	<p>大規模査定方針による査定設計書の簡素化に加えて、個別協議によりさらなる効率化を図るもの。</p> <p>条件付査定となるため、実施時に被災状況等を調査し、内容により計画変更を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①標準断面方式の採用 <ul style="list-style-type: none"> ・代表断面図の取扱いについて、被災状況を現地等で確認し、あらかじめ作成した工種別の標準図と数量から事業費を算出 ②河川沿いの農地 <ul style="list-style-type: none"> ・申請は「流入土砂排除」を主とし、実施時の調査により復旧内容を実績変更 ・堆積土砂を市町単位で 20 点壺堀し、それを平均して厚さを決定し、面積を乗じて堆積土量を算出 ③河川沿いの農業用施設 <ul style="list-style-type: none"> ・水路が埋塞していて、被災状況の確認が不可能な場合には、水路の排土と合わせ現況施設の撤去・再設置として申請 ・実施時の詳細調査において、施設が破損していることが確認された場合は、計画変更で対応 ・図面は農地の申請図面と同様のものを使用可能 ④頭首工 <ul style="list-style-type: none"> ・固定堰の場合、堰本体の堰長の 1 / 2 を対象とし、取壊し・復旧で申請 ・ゲートのある堰の場合、護床ブロック面積の 1 / 2 を対象とし、撤去・再設置として申請

1 市町における具体的な行動

- (1) 簡易（超簡易）な査定設計書作成マニュアルに基づき、査定設計書を作成します。

2 農業振興事務所における具体的な行動

- (1) 査定設計書の作成が円滑に進むよう、管内市町に対し助言・指導を行います。

3 本庁における具体的な行動

- (1) 被災状況を踏まえ、関東農政局と査定の簡素化や査定に必要な調査項目について協議を行います。
- (2) 被災状況や査定に必要な調査項目に関する協議の結果を踏まえ、簡易（超簡易）な査定設計書作成マニュアルを作成（改正）します。



Ⅲ 査定設計書作成に関する説明会の開催

効率的に作業を進めるための説明会

災害査定までの限られた時間の中、効率的に査定設計書を作成するため、査定の簡素化や査定に必要な調査項目に関する国との協議結果や簡易（超簡易）な査定設計書作成マニュアル等をテキストとした「災害復旧事業に関する説明会」を開催します。

1 市町における具体的な行動

- (1) 県が開催する説明会に出席し、調査項目や測量の方法、写真の撮影方法などを確認します。

2 農業振興事務所における具体的な行動

- (1) 本庁が主催する説明会に出席し、調査項目や測量の方法、写真の撮影方法などを確認します。
- (2) 必要に応じて、管内市町や土地改良区を対象に説明会を行います。

3 本庁における具体的な行動

- (1) 国と連携して、市町や県土連、農業振興事務所職員を対象とした「災害復旧事業に関する説明会」を開催します。
- (2) 県土連と連携して、農地・農業用施設災害復旧事業の経験が少ない測量設計コンサルタントを対象に、調査項目や測量の方法、図面作成に関する研修会を開催します。
- (3) 説明会、研修会で使用した資料は、共有ドライブなどにわかりやすく保存するとともに、関係者と共有します。



IV 測量設計コンサルタントの確保

経験の少ない業者は測量だけでも

早期の査定設計書作成完了に向けては、県土連のほか地元測量設計コンサルタントを確保し取り組むことが重要です。

農地・農業用施設災害復旧事業の経験の少ない測量設計コンサルタントについては、測量及び製図作業を担当し、後続作業は県土連や直営で行うといった役割分担も必要です。

また、国が被災市町の要請を取りまとめて、全国のコンサルタントへ被害調査、査定設計書の作成、復旧に係る詳細設計、工事積算等の協力を依頼する制度も活用可能です。

1 市町における具体的な行動

- (1) 県土連や地元測量設計コンサルタントを確保します。
- (2) 農地・農業用施設災害復旧事業の経験の少ない測量設計コンサルタントに対しては、県が主催する研修会への参加を要請します。
- (3) 自らの市町内又は県内でコンサルタントの確保が困難となった場合、県外の広域のコンサルタントに受注の協力依頼を行うため、市町長の書面により県知事を通じて国へ要請します。

2 農業振興事務所における具体的な行動

- (1) すべての申請地区について、市町の委託により県土連又は地元測量設計コンサルタントにより査定設計書を作成できるよう指導します。
- (2) 県土連及び地元コンサルタントが測量設計業務を受託できない地区については、県外の広域のコンサルタントへの発注についても提案します。
- (3) 市町自らの実施体制を強化し、県土連や県内外測量設計コンサルタント等の確保を行っても対応しきれない場合には、管内農業振興事務所が査定設計書の作成支援を行います。

3 本庁における具体的な行動

- (1) 県土連から対応可能量を聞き取り全体作業スケジュールを整理するとともに、キャパをオーバーする分については、県土連に対し他県土連へ支援要請を依頼します。
- (2) 県は、市町から広域のコンサルタントへの受注に関する要請を受けた場合は、県全域が甚大な被害を受けて明らかにコンサルタントが不足していると判断できる場合を除いて、県内でコンサルタントが確保できないか県段階の状況を確認します。
- (3) 上記により、県内でコンサルタントの確保が困難と判断した場合、市町長からの要請をとりまとめた上で、知事の書面により地方農政局長へ要請します。
- (4) 県土連と連携し、農地・農業用施設災害復旧事業の経験の少ない測量設計コンサルタントに対する研修会を開催します。

V 進捗管理とマネジメント

進捗の見える化と支援体制の見直し

現地調査や災害査定計画のスケジュール管理のため、各職場が共有できる定められたフォルダにおいて進捗管理を行い、進捗の見える化を図ることが重要です。

また、進捗が遅延している地域が確認された場合には、その要因を検証し、必要に応じて支援体制を柔軟に見直すなど、遅延地区を生じさせないように進めることが必要です。

なお、災害査定後は、復旧工事の進捗管理を行います。

1 市町における具体的な行動

- (1) 調査や査定設計書作成の進捗状況について、所定の様式（電子データ等）により農業振興事務所へ毎日報告します。

2 農業振興事務所における具体的な行動

- (1) 調査や査定設計書作成の進捗状況をリアルタイムで把握するため、市町等からの報告に基づいて、Oドライブに格納された「進捗管理表」を毎日更新します。
- (2) 進捗が遅延している地域が確認された場合には、その要因を検証し、必要な指導、助言等を行います。

3 本庁における具体的な行動

- (1) 調査や査定設計書作成の進捗状況をリアルタイムで把握し、必要に応じて支援（応援）体制の見直しを行います。
- (2) 進捗管理表を基に災害査定全体スケジュール（案）や災害査定日程表（案）を作成します。

VI 査定設計書の作成

スムーズな査定申請と工事発注のために

効率よく査定設計書を作成するため、工種毎にパターン化したひな形設計書を作成します。
なお、早期発注につなげるため、概算数量発注方式※1に対応した体裁で作成することとします。

1 市町における具体的な行動

- (1) 特殊な現場条件の復旧や高度な技術力を要する設計など、ひな形設計書の適用が難しい場合には、農業振興事務所に対して技術的な支援を要請します。

2 農業振興事務所における具体的な行動

- (1) ひな形設計書の適用が難しい特殊な現場条件の取扱いについて、本庁と協議して取扱いを決定します。
- (2) 復旧工法の検討に当たって高度な技術力を要する設計については、県土連等に照会します。

3 本庁における具体的な行動

- (1) 工種毎にパターン化したひな形設計書（積算書）を作成します。
- (2) ひな形設計書の適用が難しい特殊な現場条件の取扱いについて、農業振興事務所と協議して取扱いを決定します。



【県による支援（応援）について】

査定設計書は、災害復旧に係る知識と経験を有する県土連の支援を受けながら、事業主体自らが作成することが基本です。しかしながら、市町には技術職員が配置されていない場合が多く、県による技術的支援が必要です。また、市町では被災者の救助や生活支援、インフラの早期復旧への対応が優先され、そちらに多くの人員が配置されることも少なくないことから、実務の支援も必要となります。

支援は市町からの要請に基づき行うこととなりますが、その際は、当該市町の職員配置状況や他市町の要請状況等を勘案して支援内容を検討します。

※1 農地に堆積した土砂の撤去や被災前の図面が残っている既設水路を原形復旧等する場合など、詳細な構造を決定する必要がないものについては、災害復旧の早期完了のため、効率化（簡素化）査定で算出した数量（例：航空写真読み取り面積×標準堆積厚など）によって工事発注を行い、特別仕様書に工事数量について設計変更する旨を記載した上で、工事完了後に精算する発注方式のこと。

VII 災害査定時の体制

迅速に対応できる体制を

災害査定においては、実際に査定を受ける現場の体制確保が重要なことはもちろんのこと、現場における想定外の事態に適切な指示ができる本庁の体制確保も重要です。

特に、大規模査定方針に基づく超簡易査定の場合、個別協議によりさらなる効率化を図った事項が災害査定官や立会官の間で共有されておらず、詳細な説明を求められることも考えられます。

1 市町における具体的な行動

- (1) 土地改良区や県土連などとも連携して、期間や班数に応じて対応する人員を配置します。

2 農業振興事務所における具体的な行動

- (1) 期間や班数に応じて対応する人員をバランスよく配置し班編成します。
- (2) 常時、連絡調整に必要な担当者を1名配置します。

3 本庁における具体的な行動

- (1) 査定毎の責任を担う第1班（主任査定官、主任立会官が入る）の随行者は、農政局了解事項や県独自の取扱いなどを説明できる農地整備課水利保全担当の職員を配置します。
- (2) 災害査定申請の申請件数によっては、複数の班が同時に入るため、それらに対応できる本庁の体制が重要であることから、各会場からの確認依頼や要望に対応する複数の担当者のほか、当日の全体的な進捗管理を行い、現場への指示事項を決定する総括責任者を配置します。

第5章 査定後の対応

I 査定設計書による工事発注

発注業務の簡素化・平準化のために

広範囲で大規模な被災が発生すると、公共土木災の発注とも重なって施工業者を確保することが困難となるおそれがあることから、できるだけ速やかに工事を発注することが重要となります。

このため、農地に堆積した土砂の撤去や被災前の図面が残っている既設水路を原形復旧等する場合など、詳細な構造を決定する必要がないものについては、災害復旧の早期完了のため、簡易な査定設計書をもとに工事を発注し、特別仕様書に工事数量について設計変更する旨を記載した上で、工事完了後に精算する概算数量発注方式を積極的に活用します。

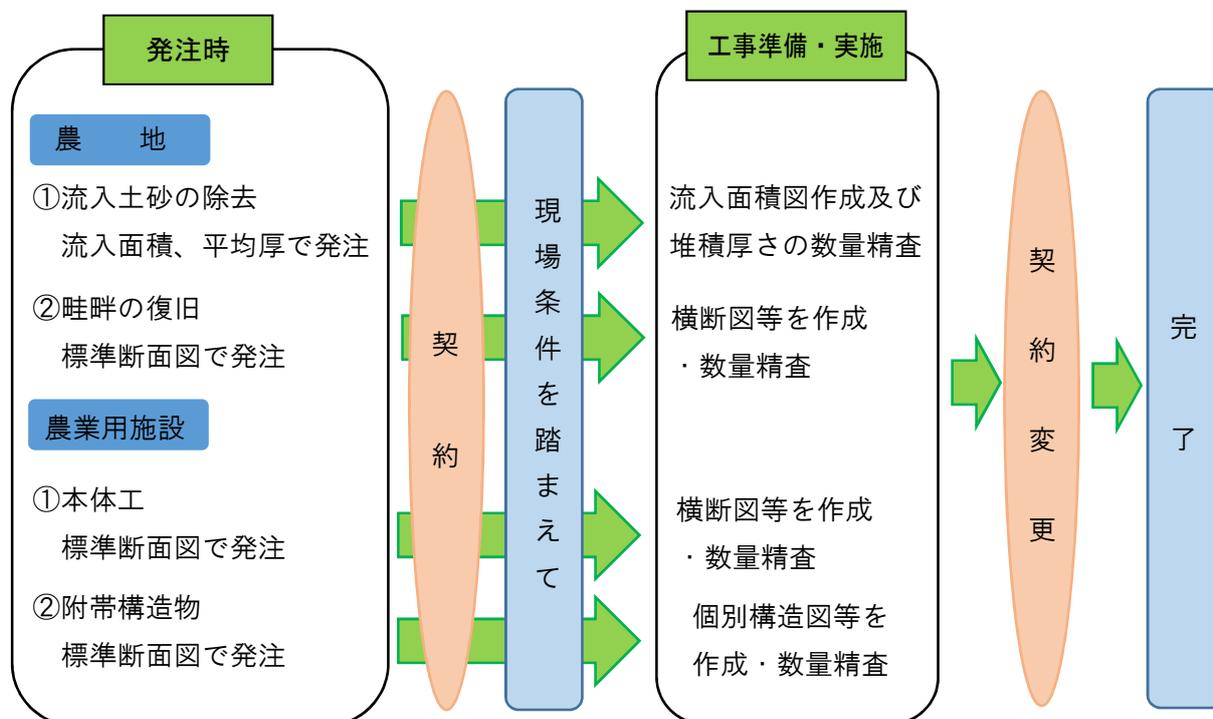
<期待される効果>

工事の発注が
短期間に集中

概算数量発注
方式の活用

- 発注業務の簡素化・平準化が図られる
- 復旧事業の促進が図られる

○概算数量発注方式の実施フロー



1 市町における具体的な行動

- (1) 査定設計書は、工事発注（予定価格の算出）が可能な内容かどうか確認します。超簡易査定方式で作成した頭首工の査定設計書など内容の変更が必要な場合は、工事発注前までに計画変更を行う必要があります。
- (2) 農地や農業用施設の単純な復旧工事の場合は、査定設計書を活用・工夫して設計図書を作成します。
- (3) 基本事項（本体施設の構造、設計、構造物の中心線及び施工範囲（始点・終点）等）を決定し発注します。
- (4) 当初の数量は概算であり、精査により設計変更する旨を特記仕様書に明記します。
- (5) 発注にあたっては、変更見込み金額が大幅に変動しないように留意する必要があります。

2 農業振興事務所における具体的な行動

- (1) 円滑に工事発注が進むよう管内市町に対して助言・指導を行います。

○工種別復旧事業の基本的な進め方

工種	基本的な進め方
農地	<ul style="list-style-type: none">・ 補足的な現地測量（耕土厚や現況地盤高）及び実施設計書（平均耕土厚×面積）を作成します。・ 決定前着工又は施越工事によって工事発注します。・ 施工業者の施工管理値及び写真を基に、変更設計書の作成、計画変更（軽微・重要）をします。
水路	<ul style="list-style-type: none">・ 簡易的な測量（ポール・テープ・レベル等）により、土地総タイプの設計書（路線ごとの標準断面図×延長）を作成します。・ 決定前着工又は施越工事によって工事発注します。・ 施工業者の施工管理値及び写真を基に、変更設計書の作成、計画変更（軽微・重要）をします。
揚水機	<ul style="list-style-type: none">・ 査定設計書に仕様書など工事発注に必要な書類を添付して実施設計書とします。・ 決定前着工又は施越工事によって工事発注します。・ 施工業者の施工管理値及び写真を基に、変更設計書の作成、計画変更（軽微・重要）をします。
道路	<ul style="list-style-type: none">・ 簡易的な測量（ポール・テープ・レベル等）により、土地総タイプの設計書（路線ごとの標準断面図×延長）を作成します。・ 決定前着工又は施越工事によって工事発注します。・ 施工業者の施工管理値及び写真を基に、変更設計書の作成、計画変更（軽微・重要）をします。
頭首工	<ul style="list-style-type: none">・ 現地測量及び設計後、実施設計書を作成し、計画変更（重要変更）が承認されてから工事を発注します。・ 工事着手を遅らせる場合、かんがいのための釜場、揚水ポンプ等の設置について

	<p>ては仮設費として、計画変更で対応します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 河川災害復旧事業が行われる場合において、水替工・仮設道路の供用や河川工事による運土（河床の整形など）等、効率的な施工が期待できる場合には早期着手も検討します。
ため池	<ul style="list-style-type: none"> 土質調査等の詳細調査、現地量及び設計後、実施設計書を作成し、計画変更（重要変更）が承認されてから工事を発注します。 工事着手を遅らせる場合、かんがいのための応急ポンプ等の設置については仮設費として、計画変更で対応します。



【被災農家の営農意欲をそがないために】

- 査定前着工や概算数量発注方式を活用し、工事着工までの期間を短縮することが必要です。
- 被災農家が営農意欲を失わないよう、行政として、復旧スケジュールを適時周知するとともに、一日でも早く工事に着手することで安心感を与えることが重要です。



II 次期作の営農再開に重点を置いた工事発注

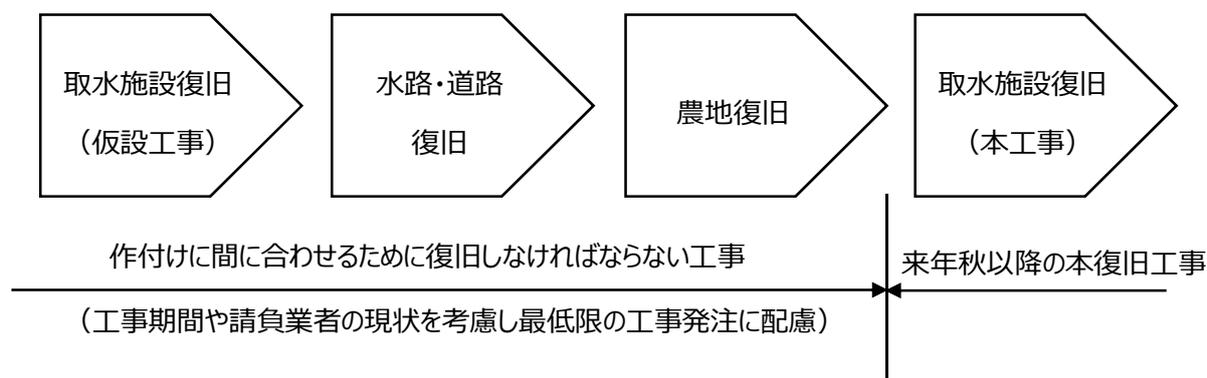
本復旧に時間を要するときは仮設で対応

次期作までに農地の本復旧が間に合わない場合でも、土砂流入等を免れた未被災部分において水稻等の作付けが可能となるよう、仮畦畔等の応急工事を発注します。

また、頭首工等の水利施設の本復旧に長期間を要する場合には、暫定的な農業用水の確保により営農が可能となるよう、仮設ポンプの設置工事を発注します。

1 市町における具体的な行動

- (1) 復旧事業を適切かつ効果的に実施するため、すべての工事箇所について優先順位を付けるとともに、「年度内発注・年度内完成」、「年度内発注・繰越・作付け期完成」、「年度内発注、年度内仮設工事・次年度本工事」、「次年度以降発注・次年度以降完成」に大別するなど、全体を見渡した復旧計画を策定します。
- (2) 用水供給のために重要な取水施設の復旧を優先的に進めます。ただし、工程的に作付けまでに工事完了が難しい場合は、仮設による取水工事や揚水ポンプの設置等に対応するとともに、転作に協力していただくことも視野に入れた復旧計画とします。



2 農業振興事務所における具体的な行動

- (1) 円滑に工事発注が進むよう管内市町に対して助言・指導を行います。



【仮設ポンプについて】

かんがい排水施設が被災し、本復旧工事完了まで相当の日数を要し、その間において、かんがい用水の取水が不能となったり、あるいは、農地の排水が不能となり、農作物の生産に重大な影響を及ぼす場合は、応急取水のための揚水機の設置や応急排水のための排水機の設置工事を行うことができます。

ただし、この場合における補助対象は、揚排水機の運搬、据付・撤去、機械損料、燃料費（電気代）等に要する費用であり、機械購入費、運転労務費は補助対象外となりますので注意が必要です。（赤本 p173 参照）

Ⅲ 被災農家、集落や多面的機能支払活動組織による直営施工

小規模災害は、直営施工を

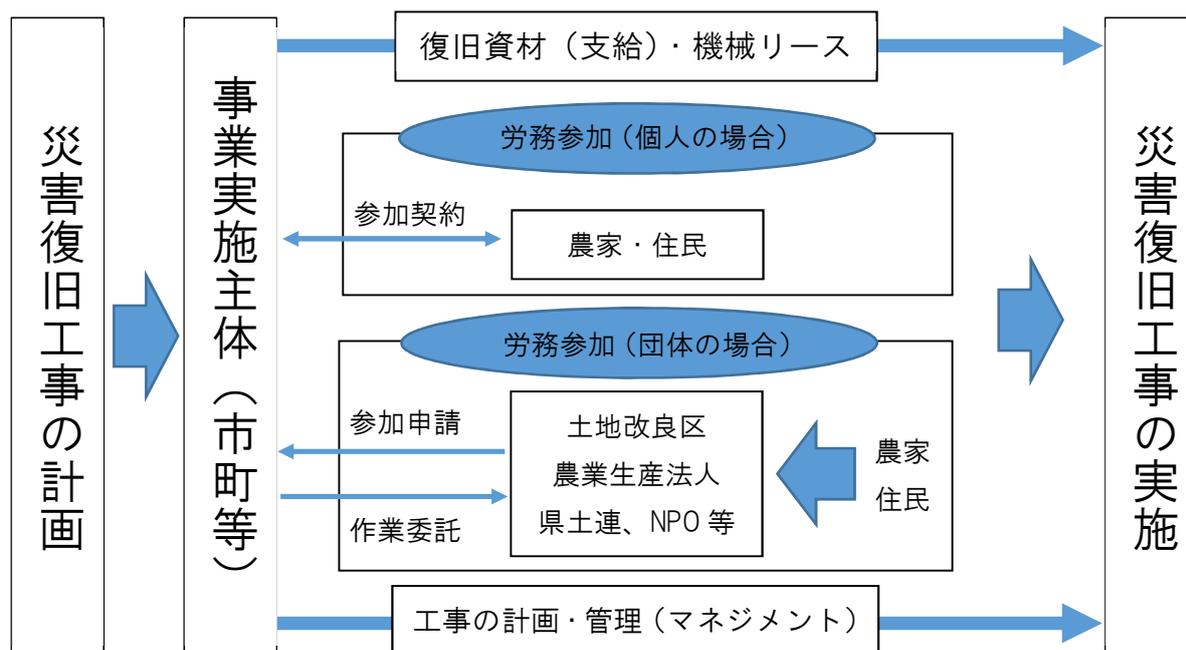
災害復旧工事において、農家・地域住民等の参加で実施が可能と考えられる作業を、直営施工方式で実施することにより、被災農家等の雇用の創出、工事コストの縮減、農家負担の軽減となることが期待されます。

一方、多面的機能支払交付金の活動組織においては、地域共同で復旧活動に取り組むことで補助対象経費として計上することが可能です。なお、甚大な被災地域では、事業計画に定めた活動の実施が困難な場合、特例措置により、被災した土地改良施設等の復旧に集中的に取り組むことが可能です。

【期待される効果】

- 条件が不利な少額工事等の入札不調・不落対策
- 直営施工を通して多くの仲間ができ、情報交換や相互協力意識の向上が図られ、地域コミュニティの活性化が図られる
- 重機の個人所有や技術的な資格・技能の保有状況が活動組織内に共有され、多面的機能支払交付金の活動に限らず、自治会等地域の活動全般においても、人材の融通が利くようになる
- 工事のコスト縮減（農地復旧の限度額対策）

○災害復旧工事の直営施工方式の実施フロー



1 市町における具体的な行動

- (1) 直営施工の対象となり得る工事がある場合、被災農家や地域住民、土地改良区等の団体と実施の可否について話し合います。
- (2) 労務参加する個人や団体の合意が得られた場合には、参加契約や作業委託等の事業実施手続きを開始します。
- (3) 事業実施前に、災害復旧事業補助計画概要書の変更（計画変更）を行います。
- (4) 直営施工の場合、作業全体を把握し、的確に指示できる人材が必要となりますので、集落内や活動組織内に専門技術の経験と知識のある方がいない場合には、土地改良区や県土連等に相談します。
- (5) 事業実施主体は、適切な施工管理、安全管理、検査などを行う必要があります。



【対象工事】

参加者の作業経験や難易度を考慮し、農地や水路の土砂排除、畦畔等の土羽復旧など、比較的簡単に安全に施工できると判断される工事が想定されます。

2 農業振興事務所における具体的な行動

- (1) 安全かつ円滑に直営施工が進むよう管内市町を指導します。



【保険に加入する必要があります！】

- ・ 作業中のケガや第三者に対する事故や器物損壊の発生に備えて、労働災害保険や損害保険に加入する必要があります。
- ・ 作業日の1～2週間前までに手続きが必要なので、早めに参加者を決める必要があります。

IV 河川災害復旧事業との連携工事

不足する施工業者や現場技術者への対応

農地・農業用施設災害復旧工事や河川復旧工事が同時期に予定されている場合、施工業者や現場技術者の不足が予想されます。

そのような状況において、復旧工事を迅速かつ円滑に実施するためには、河川復旧工事との一括発注を検討します。

1 市町における具体的な行動

- (1) 頭首工の被災により取水ができないなど、営農への支障を把握した場合は、応急工事や仮設工事の必要性について、土地改良区等の施設管理者と調整します。
- (2) 河川工事との調整で、頭首工の本復旧が被災翌年度の非かんがい期の施工（以下、「秋施工」という。）となる場合には、土地改良区等の施設管理者と一括発注の可能性について検討し、発注、完成時期について調整し了解を得ます。

2 農業振興事務所における具体的な行動

- (1) 頭首工の復旧について、市町等の考え方を定期的かつ細やかに把握するとともに、河川工事との一体的発注の可能性を検討しつつ、市町等と土木事務所との調整について支援します。
- (2) 頭首工工事のうち、河川工事との一括発注によって連携工事の有効性が十分に発揮できる工事を選別し、市町等に提案します。



河川工事は、被災後速やかに応急本工事及び仮復旧工事に着手するケースが大半ですので、秋施工との調整が想定されます。

3 本庁における具体的な行動

- (1) 河川事業との連絡調整会議に災害部会を設置し、河川災害と農地・農業用施設災害の被災、復旧状況を情報共有します。
- (2) 河川災害と農地・農業用施設災害との関連箇所を確認し、連携による一括発注箇所を調整します。
- (3) 河川災害復旧工事との連携が可能な地区がある場合には、手続き等の支援・指導を行います。



- ・ 河川の決壊や越水等による大規模な被災箇所を把握します。
- ・ 河川災害の改良復旧計画、改良復旧計画該当河川における水利施設を把握し、復旧スケジュール等の調整について支援します。

○連携工事の流れ

- ① 事業主体（市町等）と県（農政部）の実施協定により県農政部が頭首工工事の発注主体となります。（県土整備部：土木事務所、農政部：農業振興事務所）
- ② 頭首工工事（農政部）と河川工事（県土整備部）のうち、工事価格又は工事難度が高い部局が発注主体者となるよう工事依頼します。
- ③ 設計・積算はそれぞれ部局の事業主体が行います。一括工事の積算は、それぞれの工事価格（諸経費を含めた価格）を合算した後に消費税を加算します。
- ④ 発注主体者（県土整備部と農政部）との部間連携に関する取扱い要領により一括工事として発注します。予算については配当替えによる対応とします。

【対象施設（案）】

- ・ 河川工作物（主に頭首工）で河川法第 24・26 条等の許可を得ている施設
- ・ 河川災害復旧事業の工事費と併せて、1 億円以下となる河川工作物
- ・ それぞれの災害復旧工事が隣接または概ね 1 km の範囲内に存在していること
- ・ それぞれの災害復旧工事が同時期に施工可能である施設（仮設工事も含む）

- ・ 工事監督員は発注主体者の職員としますが、頭首工事は農業振興事務所から監督補助員（仮称）を選出し監督業務を担当します。なお、農振事務所は発注主体であるため、必ず事業主体の市町等と連携・了解等を得ながら業務を推進します。
- ・ 計画変更は、それぞれの部局で設計・積算します。また、予算管理についてもそれぞれの部局が行います。
- ・ 完成検査は県土整備部担当の検査監が行いますが、農政担当検査監、監督補助員及び事業主体である市町等職員も臨場します。
- ・ 工事完了後には速やかに県有財産の所管替え（県土整備部→農政部）を行うとともに、事業主体である市町等へ財産譲与の手続きを行います。
- ・ 会計検査はそれぞれの部（農政部にあっては、事業主体である市町等）が対応します。



V 不調・不落対策

一括発注・随意契約・入札条件緩和

災害復旧工事は、公共工事年間発注見通しの予定外の工事になることから、不調・不落が発生しやすくなります。そのため、建設業協会からの情報収集等により、どのような手法で発注することが不調・不落を抑制できるか検討する必要があります。

不調・不落を防止するためには、従来の発注ルールにとらわれずに、随意契約の活用や広域から施工業者を募集するなど、災害後の非常事態の対応であることを強く認識する必要があります。

1 市町における具体的な行動

- (1) 近接している被災箇所や同一工種をまとめて発注することにより、発注件数を最小限とします。
- (2) 同一工種（揚水機など）をまとめて一括随意契約とすることや、市町発注の先行工事への随意契約することを検討します。また、1工事あたりの予定価格を130万円以下に抑え、随意契約を可能とすることも検討します。
- (3) 指名ランクや指名する地域の拡大、現場代理人常駐義務の緩和、複数工事受注時の請負額上限の撤廃、指名競争入札対象額の拡大など入札条件の緩和を図ります。



- ・ 工事箇所を一括して発注する場合、工事箇所毎で諸経費を算定するなど適切な積算を行います。
- ・ 契約後に、輸送費や資材購入費用の高騰が確認された場合には、調達実態を反映した変更設計（積算）を行います。
- ・ 工事発注準備が整ったものから順次発注します。定期入札日にこだわらず、入札日を追加するなど早期発注のための柔軟な対応が必要です。
- ・ 不調・不落が発生し工事発注が遅れる場合には、被災農家等に対し、復旧スケジュールを説明し理解を得ておくことが必要です。
- ・ 被災箇所毎の執行は、工事件数が多くなり、入札や契約事務の負担が大きくなります。

2 農業振興事務所における具体的な行動

- (1) 建設業協会に対し、復旧工事への協力を要請します。



VI 表土確保や残土処分対策

残土・不足土に関する情報を広く収集

河川堤防決壊により、広範囲に大量の土砂が農地や水路へ流入堆積した場合、この堆積した土砂の処分先がなかなか決まらない状況が予想されます。

一方、河川氾濫などにより、農地が浸食され耕作土が流失した箇所では営農に適した表土が大量に必要となりますが、調達困難が予想されます。

このため、残土・不足土に関する情報について、あらゆる手段を駆使して収集・共有することが重要です。

1 市町における具体的な行動

- (1) 残土・不足土に関する情報について、市町独自のネットワークなど、あらゆる手段を駆使して収集します。
- (2) 受注業者からも情報を収集し、市町全体で必要土量の調整を行います。
- (3) 市町全体での表土調達や残土処分に向け、残土用地や採土場の確保などを検討することも必要です。
- (4) 地権者と交渉し、復旧に時間を要するため作付けが困難な農地を残土の仮置き場（仮設ヤード）として活用することを検討します。
- (5) ホームページやツイッターなどを活用して情報発信を行い、残土・不足土に関する情報提供について広く募集します。

2 農業振興事務所における具体的な行動

- (1) 建設発生土情報交換システムを活用し、登録されている建設残土・不足土情報を復旧現場周辺だけでなく、広域にわたり収集し事業主体に提供します。
- (2) 建設業協会から民間工事に関する残土・不足土情報を収集し事業主体に提供します。
- (3) 県土整備部で実施する災害復旧事業やその他の工事における残土・不足土情報を収集し事業主体に提供します。
- (4) 耕作土を復旧する場合、必要に応じて、営農に適した土質であるか診断するとともに、土壌改良が必要な場合は技術支援を行います。
- (5) ホームページやツイッターなどを活用して情報発信を行い、残土・不足土に関する情報提供について広く募集します。



【土壌改良】

客土工法の場合、災害復旧事業により土壌分析及び土壌改良材の計上について、基準の範囲内で対応可能です。

※災害復旧事業の解説 p361、災害復旧事業の復旧工法 p131 参照

VII 建設資材確保対策

早期に需要量を把握し、供給体制を確認

水路や頭首工などの農業用水利施設が被災している場合、水路や護岸などのコンクリート二次製品や石材等を調達する必要がありますが、製造業者におけるストックが少ない場合、または、河川災害復旧工事においても大量の製品等が必要となり、希望する納期に間に合わないおそれも考えられます。

このため、早期に需要量を把握・整理し、供給体制を確認することが必要です。

1 市町における具体的な行動

- (1) 建設資材の調達が困難と予想される場合は、復旧工事（仮設を含む）をどのように進めていくかあらかじめ整理して、施工業者に対して適切な現場指導が行えるように準備しておきます。

2 農業振興事務所における具体的な行動

- (1) 本庁から情報提供のあったコンクリート製品協同組合等からの生産能力、供給可能時期など復旧計画につながる情報を事業主体に提供するとともに、それらを考慮した復旧スケジュールの検討を支援します。



【復旧スケジュールの検討】

コンクリート製品等の供給見込みによっては、製品等が現場に入っていないことも予想されます。

状況を把握の上、工事単位や水系単位で復旧スケジュールを再構築し、営農への影響が最小限となるよう指導、助言を行います。

（資材供給NGでも）

仮設工、仮復旧により用水を確保して、作付け可能にします。

3 本庁における具体的な行動

- (1) コンクリート二次製品や石材等の需要量調査を農業振興事務所と連携して実施するとともに、その結果をコンクリート製品協同組合等へ提供します。
- (2) コンクリート製品協同組合等からの生産能力、供給可能時期など復旧計画につながる情報を、農業振興事務所に提供します。

Ⅷ 工事監督

設計思想を理解し工事内容を把握する

災害復旧工事は被災農家が1日も早く営農再開できるよう迅速に、また再度の被害が未然に防止されるよう適正に工事を実施する必要があります。

工事監督は、工事を適正かつ円滑に実施し、品質の良い工作物を建設するための重要な役割を担っています。

1 市町における具体的な行動

- (1) 工事が仕様書や設計図書等に基づき適切に行われているか監督します。
- (2) 完成後直接確認できない重要度の高いもの、施工の過程で適否を確認する必要があるものについては立会や確認、検査を実施します。
- (3) 河川法許可申請や河川災害復旧事業との調整、残土処分や不足土採取における関係諸法令の手続きについては、諸法令を遵守し、時期を逸することがないよう適切に対応します。

2 農業振興事務所における具体的な行動

- (1) 工事完了時期などの復旧方針を情報共有し、営農への影響面積が少なくなるよう優先すべき工事について市町に指導・助言します。
- (2) 営農への影響を及ぼす要因が少なくなるような技術対策が講じられるよう、復旧工事の工期、工程管理について助言します。
- (3) 市町職員の監督業務が円滑かつ適切に行なわれるよう、現場監督のポイントについて周知・指導します。また、重要構造物における立会、設計条件と現場条件が異なっている場合など、施工の過程で迅速な判断を要する場合など、積極的な指導・助言を行います。
- (4) 過去の会計実地検査での指摘事項等について情報提供し、災害復旧工事が適正に実施されるよう支援します。
- (5) 河川法許可申請や河川災害復旧事業との調整が必要となる地区については、被災状況や協議の内容などを適切に把握するとともに、各土木事務所等との打合せに加わり、効率的に復旧工事が進捗するよう支援します。
- (6) 残土処分や不足土採取における関係諸法令の手続きについては、諸法令を遵守し、許可申請等の手続きが必要な場合には、協議が円滑に進捗するよう関係機関との打合せに参加します。



【会計実地検査の指摘事項】

- ・ 近年の会計実地検査における指摘事項は、設計不適切が大半、次いで施工不良が多いです。
- ・ 災害復旧事業においても、検討を行い設計すべきところを標準工法で原形に合わせ施工したり、設計条件と現地の条件が異なっているにも関わらず、変更設計などの適切な処置を行わなかったこと等の指摘がされています。

Ⅸ 災害復旧事業の事務手続き

他部署からのサポートと計画的な執行

災害査定が終了すると、復旧工事に向けて様々な事務手続きが必要となります。

大規模災害の場合、審査や書類作成の一部が簡素化されますが、それでも短期間で作成しなければならない資料が多いため、特に被災箇所が多い市町では、担当部署だけでなく、他部署からの応援が必要となります。

①土地改良法の法手続き

土地改良法に基づき、市町議会又は土地改良区（連合）総（代）会の議決が必要です。市町が事業主体のときは市町長の専決処分による議会前の事業執行により早期執行を検討します。

②決定前着工・施越工事

事業費決定や補助金交付決定などの手続きを待っている間は、作付け期までの復旧に間に合わない可能性があります。

簡易な査定設計書による概算数量発注方式を採用し、早期発注・早期復旧を第一に考えます。

③補助率増高申請

増高申請は、発災翌年1月末までに申請しなければなりません。大規模災害時には申請書類、審査が簡素化されることがありますので、常に最新の情報を入手して対応します。

④重要変更手続き

簡易な査定設計を実施した地区は、変更設計時に重要変更に該当する可能性が大きくなります。重要変更については、変更設計の執行前に国と協議を行い、同意を得なければなりません。大規模災害時には協議書類の簡素化を国と協議し、協議結果に基づいて資料を作成することになります。

【補助率増高申請】

当該災害が激甚災害に指定された場合、市町は、農地・農業用施設災害復旧事業の基本となる補助率（農地 50%、農業用施設 65%）より高率の補助を受けるための申請を行うことができます。

【決定前着工】

災害査定終了後に災害復旧事業の全部又は一部について、事業費の決定通知を受ける前に、特に緊急度の高いもので早急に着工を要する場合は、査定によって認められた工法等に基づき県の指導の基に着手することができます。

【施越工事（せごしこうじ）】

事業費の決定後、補助金交付の決定を受ける前に、やむを得ない事由により工事を施行する必要が生じた場合には、施越工事として災害復旧事業の全部又は一部を緊急に実施することができます。



1 市町における具体的な行動

- (1) BCP の実施、人員体制の再構築などにより、滞りなく執務を遂行します。
- (2) 協議、申請資料の簡素化など最新の情報を把握し、手戻りのないよう注意します。



【発災が遅い時期の場合には過密スケジュールになる】

作付時期が発災の翌年3月から始まることを想定し事業執行することを大前提とすると、発災時期が遅ければ遅いほど、事業工期は短くなります。併せて、事業執行前に法手続き、決定前着工・施越工事の手続きをし、さらに補助率増高申請を翌年1月末までに行わなければならないため、短期間に膨大な手続きをしつつ、発注の準備を進めることとなります。

したがって、滞りなく執務を遂行するため、不足する人員のサポート体制と計画的な執務執行が重要となります。

【重要変更の協議書類のポイント】

重要変更は変更箇所が確認できる図面、写真、積算資料等が必要となります。特に写真は視覚的に確認できる資料となりますので、請負業者に重要変更を念頭に置き写真を撮影するよう指示しておくことが重要です。



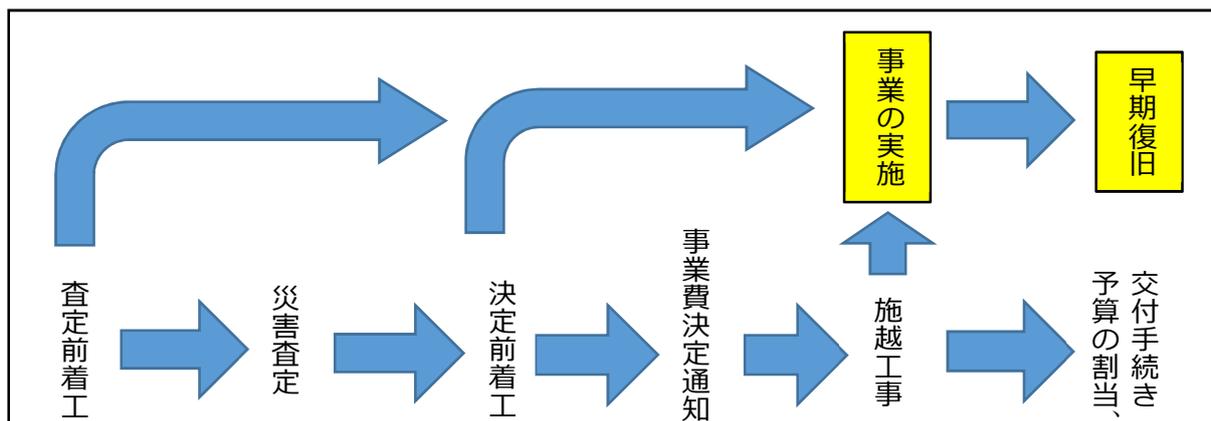
2 農業振興事務所における具体的な行動

- (1) 協議、申請資料の簡素化など最新の情報を把握し、手戻りのないよう管内市町を指導します。
- (2) 状況に応じて、支援（応援）体制の見直しを行います。

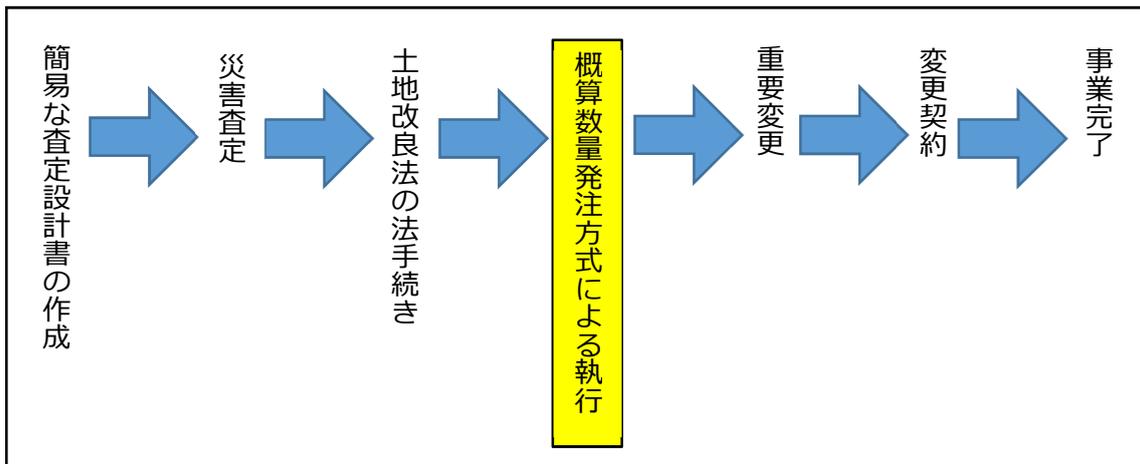
3 本庁における具体的な行動

- (1) 協議、申請資料の簡素化について、迅速に関東農政局防災課と協議し、農業振興事務所、市町に提供します。

○事務手続きフロー



○査定設計書作成から工事完了までのフロー



第6章 営農対策

I 営農再開に必要な情報の提供と技術支援

様々なツールで情報提供を

被災地域の農業者が早期に営農を再開できるよう、復旧工事の完了時期や、田植えの遅延対策、代替作物導入に向けた技術対策など、農業者に対し適時適切な情報の周知を確実にを行います。

【周知の内容】

- 災害復旧エリアと工事が完了し営農再開が可能となる時期
- 水稻の作付けが遅れる地域の田植えの遅延対策や水稻を作付けできない地域における代替作物導入に向けた技術対策
- 農業保険（収入保険及び農作物共済）の適用内容
- 水田活用の直接支払交付金等の制度の内容



【周知の方法】

- 市町から農業関係者へのチラシ^{※1}の配布やHPへの掲載
- 自治会、JA、土地改良区及び水利組合等と連携して各地域で構築した情報伝達体制による周知

1 市町における具体的な行動

- (1) 自治会、JA、土地改良区及び水利組合等と連携し、地域毎の情報伝達体制を構築します。
- (2) 被災地域の農業者に確実に情報が伝達されるよう、自治会の回覧板やホームページによる周知など様々なツールにより情報発信を行います。
- (3) 農業者が不安を生じないように、復旧スケジュールや営農技術対策、代替作物の導入支援制度など適時適切な周知を行います。
- (4) 農業振興事務所やJA、市町農業再生協議会等と連携して地域説明会等を開催し、復旧工事のスケジュールや田植えの準備、代替作物の導入に向けた検討などを行います。
- (5) 代替作物の導入を検討する地域に対し、既存の生産組織や代替作物の販売先、飼料作物の受入先となる畜産農家などの情報提供を行います。

※1 チラシ等の配布資料は【別冊2 リーフレット集】に収録。

【連絡体制例】

発信元	連携先	連絡先
市町農漁業災害 担当課等	自治会	回覧板等により広く住民へ周知
	市町農業再生協議会、市町 が依頼する農業協力員	地域の農業者へ周知
	土地改良区・地区委員会	農業者（組合員）へ周知
	水利組合	組合員へ周知
	多面的機能支払活動組織	総会等での会員への周知
	J A・農業共済組合	広報誌等により組合員へ周知

【農業者への周知内容】

時期	影響 区域	完了 予定	技術対策		収入保険 農作物共済	直接支払交付 金助成制度
			田植え遅延対策	代替作物		
①	○	○	○	○	○	○
②	○	○		○	○	○
③	○	○		○	○	○
④	○	○	○		○	○

(周知する時期)

- ① 営農計画書配布時期
- ② 工事に着手できず、水稻の作付けができないと判明した時期
- ③ 発注後、工期が遅れて水稻の作付けができないと判明した時期
- ④ 発注後、工期が遅れて水稻の作付けが遅れると判明した時期

2 農業振興事務所における具体的な行動

- (1) 市町や土地改良区と連携を図り、地域毎の復旧状況や営農再開に関する課題をリアルタイムで把握します。
- (2) 市町やJ A、栃木県農業共済組合等と連携し、地域の状況を踏まえた営農技術対策を作成し、ホームページに掲載するなど、農業者への周知を図ります。

地域の状況を踏まえた営農技術対策の内容

- ・ 復旧工事の完了時期を踏まえた地域毎の移植晩限や育苗作業スケジュールを示した田植え遅延対策
- ・ 復旧時期が移植晩限に間に合わない場合における推奨する代替作物、栽培上の注意点、必要な機械等を示した技術対策 等

- (3) 近隣でそば、大豆、飼料用作物などの代替作物を生産する生産組織の情報提供や、代替作物の販売先や飼料作物の受入先となる畜産農家との調整等について助言を行います。

3 本庁における具体的な行動

- (1) 復旧状況と営農再開に関する課題を把握し、農政部関係課、J A、栃木県農業共済組合等での連絡会議を開催し、営農再開に向けた農業者への支援・情報について検討します。

- (2) 水稲作付けが遅れる地域については、移植可能時期（晩限）や播種時期など田植え時期に合わせた作業スケジュール等を示した技術対策を作成し、農業振興事務所等に提供します。
- (3) 水稲作付けが困難な地域については、推奨される代替作物や栽培上の注意点、必要な機械等を示した技術対策を作成し、農業振興事務所等に提供します。
- (4) 国や関係団体から情報を収集し、代替作物導入における水田活用直接支払交付金等制度の活用や収入保険や農作物共済の適用内容等について、農業振興事務所等に情報提供します。



第7章 平常時の備え

I 土地改良施設に関する資料整備

迅速な調査のために施設の特徴を知る

災害発生後、迅速に土地改良施設の被災状況調査や応急工事を実施するためには、施設の位置をプロットした管内図や市町図、施設台帳や水路系統図等を整理しておくことが重要です。

1 市町における具体的な行動

- (1) 土地改良区等の施設管理者に対し、頭首工、ため池などの水利施設の位置、構造が分かる施設台帳や写真の整備、また、補助率増高申請で必要となる字切図や農地情報の整理等を進め、災害発生に備えておきます。

2 農業振興事務所における具体的な行動

- (1) 管内図、市町図や河川図を、定められた場所に保管しておきます。なお、電子データも用意できると、その後の資料作成に活用できるので便利です。



【被災状況の見える化】

災害発生後、速やかに被災位置や被災状況等をプロットするため、管内図（白図）や市町位置図（白図）を準備しておきます。



II 被害調査や査定などに必要な資機材の整備

使用頻度の少ないものは借用で対応

被災状況調査や査定設計書作成の測量などに必要な資機材をリスト化し、定められた場所に保管しておきます。

なお、使用頻度の少ない資機材や不足する資機材については、あらかじめ借用先を決めておく方法もあります。

1 市町における具体的な行動

(1) 被災状況調査や査定設計書作成の測量などに必要な資機材をリスト化し、定められた場所に保管しておきます。

なお、使用頻度の少ない資機材や不足する資機材については、あらかじめ借用先を決めておきます。

2 農業振興事務所における具体的な行動

(1) 被災状況調査や査定設計書作成の測量などに必要な資機材をリスト化し、定められた場所に保管しておきます。

【現地調査（測量）に必要な機材等の準備】

簡易査定方式を採用した場合に必要な機材は下記のとおりです。（測量作業が簡略されるため、平板など測量機材の一部が不要）

作業は、全体及び代表断面の写真撮影、標識杭（+起点・終点）の打設、延長測量、土砂堆積厚確認（レベル測量、壺堀）

【1班当たり必要な機材】

物品等

レベル×1、レベル用三脚×1、巻き尺(50m)×1、ポール×4、スタッフ(箱尺)×2、デジタルカメラ×2、かけや×1、ピンポール×2、スコップ×2、黒板

消耗品

木杭(4.5cm、9cm)、スプレー(黒・赤)、マジック(黒)、チョーク



【ドローン】

ドローンを用いれば、人の立ち入りが困難な被災場所も調査可能となることから、市町においても導入したり、ドローンを保有する測量設計コンサルタントと災害時の使用について協定を結ぶなどして、活用できる体制を整えておくことが重要です。



Ⅲ 研修会の実施

写真の撮影方法など基礎的なところから

災害状況の写真撮影や現地の測量方法など基礎知識を深めることから、測量現地研修や模擬災害査定などの実務中心の研修会を開催し、災害復旧の経験が少ない関係職員の知識や技術力の維持・向上を図ります。

1 市町における具体的な行動

- (1) 定期的で開催される「災害復旧事業研修会」や「災害復旧事業担当者会議」、農業振興事務所単位で開催される「ミニ講習会」などに積極的に参加し、職員の災害復旧に関する知識や技術力の向上を図ります。

2 農業振興事務所における具体的な行動

- (1) 定期的で開催される「災害復旧事業研修会」や「災害復旧事業担当者会議」などに積極的に参加し、職員の災害復旧に関する知識や技術力の向上を図ります。
- (2) 各農業振興事務所で開催される土地改良推進協議会や担当者会議など、市町や土地改良区役職員を対象とする会議を活用して災害復旧に関する「ミニ講習会」を開催します。
- (3) 施設管理者を対象に、県土連と連携して保全管理の手法習得を目的とした研修会を開催し、施設の適切な保全管理の取組を指導・支援します。(地域農業水利施設保全管理委員会主催)

3 本庁における具体的な行動

- (1) 定期的「災害復旧事業研修会」や「災害復旧事業担当者会議」などを開催し、職員の災害復旧に関する知識や技術力の向上を図ります。



IV 農村災害復旧専門技術者の育成

全国的な人的・技術的支援のために

災害復旧事業の実施主体である市町においては、災害発生直後、部局にかかわらず被災者の救助や避難所運営、ライフライン復旧対応に人員が割かれ、農業部局職員が手薄となってしまうことから、災害復旧に携わった経験のある技術者の支援を受け、災害復旧業務を迅速かつ的確に実施していくことが重要です。

農村災害復旧専門技術者制度は、農地・農業用施設の災害復旧事業の応急措置や査定に係る技術支援等を行うことができる人材を全国レベルで認定登録し、限られた貴重な方々に効果的かつ効率的に活躍してもらうための制度です。

本県では、令和2(2020)年4月現在、59名の方が認定されていますが、このうちの約1/3の21名は県職員OBもしくは県土連OBとなっています。

このため、全国的にも高齢化・減少化する農村災害復旧専門技術者を持続的に確保するため、県や市町職員への認定・登録を推進します。

1 本庁における具体的な行動

- (1) 農業災害復旧専門技術者の認定申請要件を満たす方について、認定申請を呼びかけます。

【農村災害復旧専門技術者の認定申請要件】

- (1) 公共事業の設計、積算、施工等の実務経験が10年以上（うち農業農村整備事業にかかる期間が5年以上）で、かつ以下のいずれかに該当する者
 - ①災害査定官経験者
 - ②農地、農業用施設等の災害査定に係る業務（査定・随行で3日以上業務を1回とする）の経験3回以上に該当する者
 - ③行政、団体等における農地、農業用施設等の災害復旧担当4年以上に該当する者
 - ④農地、農業用施設等の災害復旧設計書作成（技術士、農業土木技術管理士、RCCM（農業土木）のいずれかの資格を持ち管理技術者として）3件以上に該当する者
- (2) 上記要件を充たした上で「災害復旧技術向上のための講習」を受講し、小論文を提出した者

※：栃木県土地改良事業団体連合会等が行う講習も(2)の講習に代えることができます。